

平成24年第1回

三重県議会定例会議案

議案第71号

三重県環境基本計画の策定について

(別冊)

三重県環境基本計画

平成24年2月

第1章	新たな計画策定の方向性	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の基本的事項	1
3	2004年（平成16年）改定計画による取組結果と課題	2
4	環境問題を取り巻く時代潮流と三重県の状況	3
5	めざすべき姿と基本目標	6
6	目標達成に向けた三重県の施策展開のあり方	9
第2章	施策体系と施策内容	11
1	施策体系	11
2	施策の推進	12
	【基本目標Ⅰ「環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり」に向けた施策】	12
	（1）低炭素社会の構築（地球温暖化の防止）	12
	（2）循環型社会の構築（廃棄物対策の推進）	13
	（3）大気環境の保全	14
	（4）水環境の保全	15
	【基本目標Ⅱ「自然と共生し身近な環境を大切にする社会づくり」に向けた施策】	16
	（1）生物多様性の保全および持続可能な利用	16
	（2）自然とのふれあいの確保	17
	（3）森林等の公益的機能の維持確保	18
	（4）良好な景観の形成	19
	（5）歴史的・文化的環境の保全	20
第3章	計画の実現に向けた仕組みづくり・基盤づくり	22
1	取組の視点	22
2	分野別取組方針	22
	（1）ひとを育てる ～環境学習・環境教育の推進～	22
	（2）担い手となる主体を広げる ～環境活動の促進～	23
	（3）環境経営を進める	24
	（4）仕組みをよりの確に運用する	25
	（5）技術・情報基盤をより充実する	26
	（6）環境で貢献する	27
3	各主体の役割	28
	（1）県	28
	（2）市町	28
	（3）事業者	29
	（4）県民	29

第4章 計画の推進	30
1 計画の推進体制	30
2 計画の進行管理	30
3 財政上の措置	31
4 計画の見直し	31
用語解説	32

第1章 新たな計画策定の方向性

1 計画策定の背景と趣旨

三重県では、環境の保全に関する施策を総合的、計画的に進めていくため、1997年（平成9年）6月に「三重県環境基本計画」を策定しました。その後、環境問題を取り巻く状況の変化から、2004年（平成16年）6月に、この基本計画を改定し、「環境への負荷*が少ない資源循環型社会の構築」、「人と自然が共にある環境の保全」、「やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造」、「自主・協働による環境保全活動の促進」の4つの基本目標に基づき施策に取り組んできました。

こうした取組は、一定の成果を得てきたところですが、現在の環境行政の課題は、地球温暖化への対応や生物多様性*の保全などの地球規模の環境問題から、自動車交通に伴う排出ガスや騒音、生活排水処理などの身近な問題まで広範囲にわたっており、「三重県環境基本条例」の基本理念にある「県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していく」ための総合的な方策が欠かせないものとなっています。

また、東日本大震災の発生とこれに続く原子力発電所の事故は、私たちを取り巻く自然への脅威や自然環境に対する畏敬の念をあらためて想起させられるものでした。私たちの社会や経済の豊かさは、それを取り巻く環境の持続可能性に大きく依存しています。三重県では、新しい「三重県環境基本計画」において、資源の循環的な利用やエネルギーの有効活用、地域の生態系*や自然の保全などの行動を通じて、持続的発展が可能な社会の構築をめざします。

2 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

「三重県環境基本計画」は、「三重県環境基本条例」に基づき、三重県の環境の保全に関する取組の基本的な方向を示すマスタープランとして位置づけられており、環境保全に関する目標、施策の方向、配慮の指針および環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めることとされています。

(2) 計画の性格

この計画は、三重県がさまざまな主体と連携しながら行う環境保全の施策等を明らかにした行政計画です。

また、日常生活や事業活動を通じて環境に負荷を与え、環境問題と深く関わっている県民の皆さんや事業者、市町等も計画の推進主体と位置づけ、それぞれの主体に期待される役割と、環境を保全するために実践すべき取組の方向を示し、各主体間の連携促進を図るものです。

(3) 他の計画との関係

この計画は、「三重県地球温暖化対策実行計画」や「三重県廃棄物処理計画」、「みえ生物多様性推進プラン」等、三重県の環境保全に関する個別計画の上位計画である

とともに、環境の視点を盛り込んだ県政のさまざまな分野における計画においても、この計画の基本的な方向に沿って策定され、実施されることが求められます。

(4) 計画の目標年度と目標内容

この計画の目標年度は、2021年度（平成33年度）とします。

また、計画の性質から、目標については長期的な視点から設定を行い、めざすべき将来の姿を定性的に記述しています。

なお、この計画の下に4年程度の中期的な取組内容を整理して、進捗管理を行う推進計画（アクションプラン）を、別途策定することとしており、この推進計画（アクションプラン）の中で中期的な数値目標も併せて設定していきます。

(5) 計画の構成

本章において、これまでの取組結果や環境を取り巻く時代潮流と三重県の状況を整理したうえで、この計画において「めざすべき姿」と「基本目標」を定めています。

第2章「施策体系と施策内容」では、めざすべき姿と基本目標を実現するための取組を施策として体系的に整理してその方向を示し、第3章「計画の実現に向けた仕組みづくり・基盤づくり」において、環境学習・環境教育*の推進、環境活動の促進、環境経営*、仕組みの的確な運用などの取組と県、市町、事業者、県民の役割、環境配慮の指針について整理しています。

そして、第4章「計画の推進」では、この計画の実施に向けた推進体制等を定めています。

3 2004年（平成16年）改定計画による取組結果と課題

2004年（平成16年）改定計画では、4つの基本目標の下に14の施策分野ごとの数値目標を設定して取組を進めてきました。以下では、その取組結果と課題、数値目標の達成状況等について、基本目標ごとに取りまとめています。

基本目標別の取組結果と課題

① 基本目標Ⅰ「環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築」に向けた施策

「環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築」に向けて、三重県では、これまで廃棄物対策、地球温暖化の防止、大気環境の保全、水環境の保全、化学物質対策の5つの分野に取り組んできました。

これら5つの分野における数値目標のうち、廃棄物対策、大気環境の保全については目標を達成できましたが、地球温暖化の防止、水環境の保全および化学物質対策については達成できていません。

とりわけ、地球温暖化の防止については、温室効果ガス*排出量は基準年度[1990年度（平成2年度）]比で+10.5%[2008年度（平成20年度）]となっており、目標値（地球温暖化対策の防止については、2008年度（平成20年度）の値で目標値を設定）である+3.3%を大幅に超過していることから、より一層の削減取組が必要となっています。

また、水環境の保全については、河川の水質は改善傾向にあります。海域におけ

る環境基準※(COD※)の達成率が50%前後と低く、水質の改善が求められています。

さらに近年、大規模事業場において大気、水質、廃棄物等環境法令上の不適切な対応事例が見られたことから、事業者に対して公害関係法令の遵守徹底を図る必要があります。

② 基本目標Ⅱ「人と自然が共にある環境の保全」に関する施策

「人と自然が共にある環境の保全」に向けて、三重県では、これまで生物の多様性の確保、自然とのふれあいの確保、森林・農地・沿岸海域の環境の保全に取り組んできました。

これら3つの分野すべてにおいて数値目標を達成することができましたが、「三重県レッドデータブック※2005」によると、1995年(平成7年)と比べて、絶滅種および絶滅危惧種とされた野生動植物種が大幅に増えていることから、生物多様性の保全に向けた取組を早急に進めていく必要があります。一方でサル、ニホンジカなど増えすぎた野生鳥獣による農作物や森林への被害が増大しています。

また、東日本大震災における地震・津波等の被害が甚大であったことに鑑みて、森林や河川、ため池、海岸等の整備については、自然環境との十分な調和を図るとともに、防災上の機能を確保していくことが求められています。

③ 基本目標Ⅲ「やすらぎと潤いのある快適な環境の創造」に関する施策

「やすらぎと潤いのある快適な環境の創造」に向けて、三重県では、これまで身近な自然環境の保全・再生、良好な景観の形成、歴史的・文化的環境の保全に取り組んできました。

これら3つの分野すべてにおいて数値目標を達成することができましたが、まちづくりにおける良好な景観の形成への住民の参画や、棚田の保全活動などの農山漁村計画の維持・創造に向けた地域内外からの支援なども求められています。

④ 基本目標Ⅳ「自主・協働による環境保全活動の促進」に関する施策

「自主・協働による環境保全活動の促進」に向けて、三重県では、これまで環境経営の促進、環境教育の充実による環境保全活動の促進、国際的な環境保全活動への協力・貢献に取り組んできました。

これら3つの分野すべてにおいて数値目標を達成することはできましたが、一部の大型事業所でISO14001※認証取得者でありながら、環境関連の法令に違反した事例もあり、制度の適正な運用が求められています。また、低炭素社会※への対応を進めていくうえでは取組の担い手を広げていくために三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS)※等の一層の導入促進が必要となっています。

4 環境問題を取り巻く時代潮流と三重県の状況

(1) 環境を取り巻く2つの大きな潮流

① 低炭素社会 ～温室効果ガスの削減とエネルギー問題への対応～

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)※が「地球温暖化は疑う余地がない」と判

断しているように、地球温暖化問題は待たなしの状況にあり、温室効果ガス排出量削減による温暖化の防止対策だけでなく、温暖化による気候変動への対応の必要性も指摘されています。

東日本大震災の発生によって、わが国においては、当面はエネルギー確保のための対策が必要となっていますが、京都議定書*第一約束期間の終了を目前に控え、世界規模での議論における地球温暖化に対する危機感は、かつてなく高まってきています。

京都議定書を締結した時、わが国では、2008年（平成20年）から2012年（平成24年）までの温室効果ガスの排出量の平均を1990年（平成2年）比で6%削減することとしていました。次なる温室効果ガスの排出量の削減目標が、いかなるものとなるかは今後の議論を待たなければなりません。東日本大震災の影響により、エネルギー確保のため、温室効果ガスの排出量の増大が見込まれる中においては、これまでの延長線上の取組だけでは、地球温暖化対策として有効な手段となり得ないことは明らかです。

これまでは、もっぱら環境負荷を減らすという観点からの取組等を行ってきたところですが、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が成立し、今後は、再生可能エネルギー*の普及が見込まれます。

こうした動きの中で、これからは再生可能エネルギーや省エネルギー（需要管理）などのエネルギー分野を新しい成長分野としてとらえる、低炭素型の都市・地域構造や社会経済システムの形成、ライフスタイルの転換など多様な視点からの取組が求められているといえます。

科学技術の進歩や時の流れは速く、地球温暖化対策における世界の動向や国の対策も変化していくことが考えられますが、限りある化石燃料の使用を出来る限り削減していかなければならないことに変わりはありません。

そうした意味からも、われわれの社会や経済の豊かさは、それを支える地球環境の持続可能性に大きく依存していることを理解したうえで、低炭素社会への取組を、将来世代の社会や経済の豊かさへとつなげるために現代社会で求めていくべき価値創造であるとしてとらえる発想が求められています。

② 生物多様性 ～生物遺伝資源の保全と次世代への継承～

国の環境白書（平成22年版）によれば、「生物多様性」とは「一言で言うと深海から高地まで、地球上のさまざまな環境に適応した、たくさんの生き物が暮らしていること」とされています。

この生物多様性が維持・保全されていることで、私たちは食料や水等、生きていく上で必要なものを得ることができ、気候の調整や洪水緩和、水の浄化等により生物の生育環境が安定的に保たれています。

このように、私たちの生存になくってはならない生物多様性ですが、国連のミレニアム生態系評価*[2001年（平成13年）～2005年（平成17年）]によると、過去50年で、人間活動によって、生物多様性における大規模で不可逆的な変化が発生しており、解決に向かわない場合は、将来世代が受ける利益が大幅に減少すると結論づ

けています。

また、わが国は世界に例を見ないほど美しい自然環境に恵まれ、数多くの動植物が息息・生育する豊かな国である一方で多くの資源を海外に依存しており、世界の生物多様性にも大きな影響を及ぼしています。私たちは、このような事実を正しく理解していく必要があります。

2010年（平成22年）10月には、今後の世界における生物多様性の方向性を議論する生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が、日本で開催されました。わが国が議長国として主導的な役割を發揮したこの会議において、生物遺伝資源へのアクセスと利益配分ルールである「名古屋議定書」が全会一致で採択されたほか、少なくとも陸域の17%、海域の10%をそれぞれ保護地域等として保全することなど20項目の個別目標を含む世界目標（「愛知目標」）も採択されました。

世界の人々が、生物多様性の保全に向けて大きな一歩を踏み出そうとしている今、私たち地域社会にある者もまた、人類の社会経済活動の多くが生物多様性に大きな負荷を与えていることを深く認識し、生物多様性に配慮した社会経済への転換を率先して進めていくことが求められています。

（2）環境に関する三重県の状況

① 三重県における課題

三重県の環境政策において、大きな変革点となったのは、四日市公害への取組でした。1960年（昭和35年）頃の四日市地域では、いわゆる「四日市ぜん息」が発生し、大きな社会問題となっていました。三重県では、四日市市や三重県立大学医学部（現：三重大学医学部）などと連携して公害対策に取り組み、「総量規制※」の県条例による実施など、県や市によるいくつかの全国に先駆けた取組が行われました。その後も、環境影響評価制度（環境アセスメント）※を国に先駆けて実施するなど生活環境の保全に努めてきました。

また、近年においても「環境先進県」をめざして、地球温暖化や廃棄物の減量化など、新たに出現した課題に対応していくため、それまでの「三重県公害防止条例」を「三重県生活環境の保全に関する条例」に改め、「三重県産業廃棄物税※条例」を全国に先駆けて施行したほか、「ごみゼロ社会」実現に向けた取組を進めるなど、時代に応じた環境政策を実施してきました。

こうした取組の結果、事業活動等に伴う環境負荷の低減については、一定の効果が認められていますが、一方では、自動車の排気ガスによる大気汚染や生活排水による水質の汚濁、地域におけるごみの排出や暮らしに伴う温室効果ガスの排出など、私たち一人ひとりの生活に関わる身近なところでの環境負荷が課題となってきています。

このほか、伊勢湾の再生など三重県域だけではなく流域の地域全体で協働しなければ解決が難しい広域的な課題や、沿岸海域の環境保全など施策横断的な課題が発生してきているほか、過去に不法投棄された産業廃棄物※による生活環境保全上の支障等※の存在などの課題も残っています。

自然環境についても、例えば、人の暮らしの変化の中で、身近な自然とのつなが

りが薄れたことによる里地里山※里海※の機能の喪失や森林の荒廃、地域の生態系のバランスの崩れなどによる獣害や広葉樹の立ち枯れの発生などが課題となってきています。

② 県民の意識と環境問題への取組の状況

三重県の県民の皆さんの環境に関する意識も高く、三重県がこれまで実施してきた「県民一万人アンケート」においては、県民の皆さんが重要だと考える項目において「きれいな空気」や「川や海の水質」が毎年のように調査項目中の上位となっています。

また、このアンケート（2011年度（平成23年度））における、三重県について「住みやすいと感じている点」の上位項目には、「きれいな空気（第1位：36.9%）」、「自然環境との共生（第2位：26.5%）」があがっています。これらの項目も、例年上位となっていることから、県民の多くは、三重県の豊かな自然環境や美しい生活環境に一定の満足を感じ、これらを大切に考えていることが窺われます。

こうした県民の皆さんの高い意識が、最近では、「ごみゼロ社会づくり」への一歩となる「レジ袋の削減運動」の進展や、国や岐阜県、愛知県、名古屋市と連携したさまざまな主体の参画による「伊勢湾再生」の取組における「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の広がりなどの成果につながってきています。このように、県だけでなく、市町や県民の皆さん、事業者などのさまざまな主体の参画によって三重県の環境行政は進められてきています。

しかしながら、「県民一万人アンケート」によれば、環境関連の項目の中で「地球温暖化防止」については、重要度が高く、満足度が低いという結果となっており、県民の皆さんが低炭素社会に向けた取組の一層の推進を求めていることがわかります。また、三重県が実施した事業推進のための意識調査において、温室効果ガスの排出抑制やごみ減量に関しては、意識は高いものの、必ずしも環境に配慮した行動に至っていないという現状も見受けられます。

もちろん、こうした課題の解決は、県や市町といった行政による取組だけでできることではありません。三重県の環境行政において、これまでに実践されてきたように、県民一人ひとりをはじめ、事業者やNPO※の皆さん、行政などさまざまな主体による有機的な連携を伴った取組が求められています。

5 めざすべき姿と基本目標

(1) 計画の基本理念

「三重県環境基本条例」第3条では、環境の保全に関する施策を進める基本理念として、次のとおり規定しています。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用その他の環境の保全に関する行動により持続的発展が可能な社会を築き上げることを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組みにより行われなければならない。

3 環境の保全は、人の活動によって失われつつある生態系の均衡を保持し、及び県民生活に欠くことのできないやすらぎとうるおいのある快適な環境を確保することを目的として、すべての者の英知を集めて行われなければならない。

4 地球環境の保全は、我が県の経験と技術を生かして、国際的な協調の下に積極的に推進されなければならない。

(2) 新たな計画のめざすべき姿

基本理念に基づいて、これまでの取組結果とこれからの環境を取り巻く潮流変化や県民意識もふまえ、三重県のめざすべき姿を、次のとおり定めます。

私たちは、かけがえない地球環境の中で、自然と共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築をめざします。

自然の恵みの享受と継承を図る「自然共生社会」、温室効果ガスの排出削減に取り組む「低炭素社会」、廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進を図る「循環型社会※」づくりや、大気・水環境の保全等の取組の相乗的な働きによって実現される持続可能な社会の構築をめざします。

三重県は、こうした「持続可能な社会」づくりを、県民の皆さんと力を合わせて取り組み、成果を生み出すことで、新しいものを創造していく「協創※」という考え方によって進めていきます。

(3) 新たな計画の基本目標

このめざすべき姿を実現するため、次の2項目を基本目標として設定します。

- ・基本目標Ⅰ：環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり
- ・基本目標Ⅱ：自然と共生し身近な環境を大切にする社会づくり

基本目標Ⅰ：環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり

基本目標の考え方

地球温暖化に伴う気候変動が、私たちの社会経済活動にさまざまな影響を複合的に起こす可能性が指摘されています。この問題を解決するためには、あらゆる主体が能

動的に温室効果ガスの排出削減に取り組むとともに、技術革新や生活様式の変革、社会のイノベーション*を進め、私たちの生活における新たな豊かさを実感できるような低炭素社会を構築していく必要があります。

また、持続的に成長、発展する社会であるためには、資源採取、生産、流通、消費、廃棄など社会経済活動の全段階において、エネルギーや資源の適正利用、化学物質の環境中への排出抑制、廃棄物の発生抑制と再利用、再生利用や適正処理を進めるとともに、大気・水環境等への負荷が、自然の物質循環を損なうことのないよう努めていく必要があります。

(基本目標の対象とする施策の範囲)

このため、この基本目標における取組の対象範囲を、低炭素社会の構築（地球温暖化の防止）、循環型社会の構築（廃棄物対策の推進）、大気環境の保全、水環境の保全とします。

基本目標Ⅰの内容

環境への負荷がその許容量を超えないよう努めることで、気候変動、大気環境、水循環の安定化が図られるとともに、廃棄物の排出ができる限り抑えられることで、私たちの生活の豊かさが実感できる社会となることをめざします。

基本目標Ⅱ：自然と共生し身近な環境を大切にす社会づくり

基本目標の考え方

わが国における戦後の急激な開発、中山間地域における人口減少と自然資源の利用の変化、そして経済・社会のグローバル化等を背景として、生物多様性における3つの危機（①人間活動や開発による危機②里地里山等における人間活動の縮小による危機③人間により持ちこまれたものによる危機）が依然として進行しています。

生物多様性の保全を図ることは、とりもなおさず私たちの命と暮らしを支える基盤を守ることです。自然環境豊かな三重県は、豊富な農林水産資源を享受するだけでなく、水源かん養*やCO₂吸収の恩恵を受け、自然災害からも守られているのです。

私たちは、自然のもたらす恵沢を将来にわたって継承していくためにも、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けて取り組んでいく必要があります。

また、私たちの暮らしの周りには、身近な緑をはじめ、歴史的・文化的な街並み等、日常の生活にやすらぎとうるおいを与えてくれる、付加価値の高い風景や空間があります。このような良好な景観は、豊かな心や感性を育み、人と地域の絆をより深め、地域の力の源となります。

こうした身近な自然環境とのふれあいや歴史的・文化的な景観等、良好な景観の保全や再生、創造、そして次世代への継承に取り組んでいくことは、身近な生活環境保全のための大切な取組となります。

(基本目標の対象とする施策の範囲)

このため、この基本目標における取組の対象範囲を、生物多様性の保全および持続可能な利用、自然とのふれあいの確保、森林等の公益的機能の維持確保、良好な景観の形成、歴史的・文化的環境の保全とします。

基本目標Ⅱの内容

自然生態系の中で多様な生物が互いに影響し合い、バランスを維持し続けることで自然環境が健全に保たれ、飲料水や食糧供給等さまざまな恵みを私たちにもたらし、また将来にわたり利用可能となるとともに、私たちの暮らしに身近な生活空間では、日々うるおいと快適さを実感できる風景が十分に備わっている社会となることをめざします。

6 目標達成に向けた三重県の施策展開のあり方

(1) 三重県の政策展開 「みえ県民力ビジョン ～県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重～」の考え方

三重県では、新しい三重づくりを、安全・安心を脅かすものに備え、今ある力の発揮と新しい力の開拓によって可能となるものと位置づけ、県民力による「協創」で行っていくこととしています。

三重県には、全国に先駆けて、県民がそれぞれの役割分担のもとに協働し、「公」を担ってきた実績があります。「協創」とは、その積み重ねを生かし、さらに深化させ、県民それぞれが「公」を担う主体として自立し、行動することによって、協働による成果を生み出すことです。

「みえ県民力ビジョン」では、自ら力を発揮する機会を見出し、主体的に社会づくりに関わる（アクティブ・シチズン*として活動する）ことによって得られるものを「新しい豊かさ」とするモデルを示し、みんなが力を合わせ、県民力を結集して「幸福実感日本一」の三重をめざしていくこととしています。

ここでは、「幸福」は、自分の夢や希望を持ち、その実現に向けて行動し、自らの生き方に価値を見出し、身近な人や社会とのつながりの中で、自分の存在が認められることで実感できるものとしています。

(2) 県政運営の基本姿勢

① 県民との「協創」の取組を進めるために

県民の皆さんを、新しい三重づくりの主体としてとらえ、一人ひとりが社会の担い手として参画し、活動できるよう、自立し行動する県民となるための支援（県民力養成支援）、社会での活動が広がっていくための絆づくりの支援（県民力拡大支援）、県民の皆さんが主体として活躍するための場の拡大（県民力発揮支援）の3つの支援を行います。

② 県民に成果を届けるために

県民の皆さんのニーズに的確かつ迅速に応えた上で、その成果を実感してもらえ

るよう現場重視での事業の実施、市町との連携の強化、県域を越える広域行政への取組を進めていきます。

③ 県民の信頼をより高めるために

県政に対する信頼をより高め、自立し行動する県民の皆さんと共に新しい三重を創っていくため、県もまた、自立した地域経営を実現する必要があることから、職員力の向上を進め、持続可能な財政運営に努めるとともに、県政運営の仕組みの見直しに取り組みます。

(3) 県の環境保全施策の進め方

三重県では、環境保全分野においても、「協創」により取組を進めていくため、県民の皆さんが、自立し行動する主体（アクティブ・シチズン）として、自ら力を発揮する機会を見い出し、主体的に社会づくりに参画していただけることを期待しています。

このため、「三重県環境基本計画」を推進するにあたって、「みえ県民カビジョン」の基本理念を踏まえ、県民の皆さんが環境保全の取組を実践される中で、自ら力を発揮する機会を見い出し、「幸福」を実感できるよう、必要な環境整備を実施していきます。

第2章 施策体系と施策内容

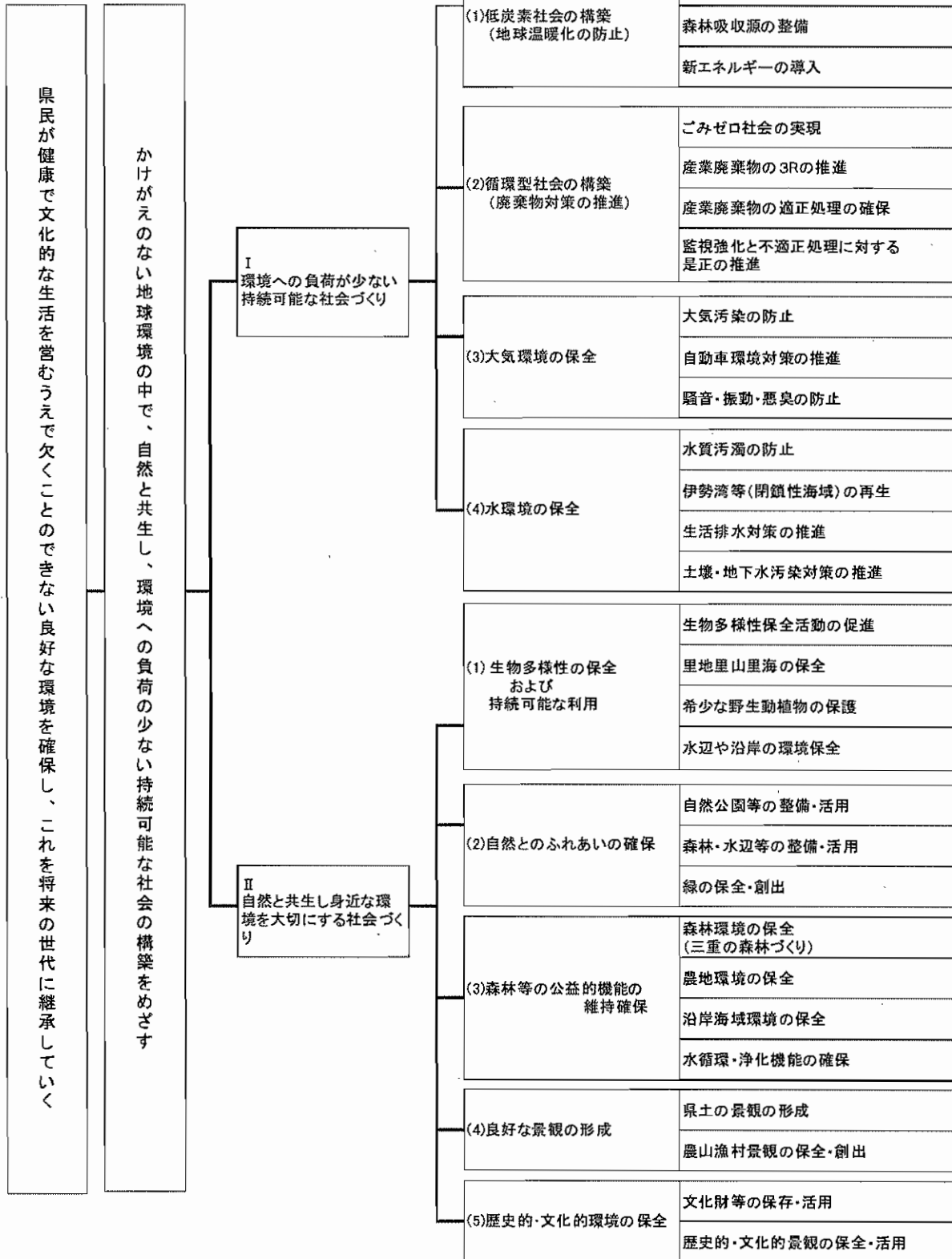
1 施策体系

(基本理念)(めざすべき姿)

(基本目標)

(施策)

(主要な取組)



2 施策の推進

【基本目標 I「環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり」に向けた施策】

(1) 低炭素社会の構築（地球温暖化の防止）

施策の目標	すべての県民や事業者等が参加と協働のもと、技術革新やライフスタイルの変化等により温室効果ガスの排出量を削減するさまざまな取組を進めています。 また、二酸化炭素の吸収源である三重の森林整備や太陽光発電等の新エネルギー※の利用が着実に進み、これらと相まって、低炭素社会の構築に向けた取組が進展しています。
-------	---

主な課題

- ・ 2008 年度(平成 20 年度)における三重地域の温室効果ガスの総排出量は、基準年度 [1990 年度(平成 2 年度)] に比べ、産業部門の活発な事業活動等を受け、10.5% と大幅に増加しています。
- ・ 運輸部門での温室効果ガス排出量は産業部門に次いで高くなっており、うち自家用車を含む自動車の使用に伴うものが約 9 割を占めていることから、事業活動における取組だけでなく、県民の日常生活における取組も求められています。
- ・ 県民アンケートでは、地球温暖化防止に対する意識が高い状況にあるものの、家庭部門からの排出量は増加傾向にあり、県民の自主的な行動の促進が求められています。
- ・ グリーン・イノベーション※等新たな技術導入による排出量削減を進める必要があります。
- ・ 三重県における森林の算定吸収量は、目標レベルに達していません。
- ・ CO₂ 排出量の削減に有効な新エネルギーについては、コスト面の課題などから、その導入について限定的なものとなっています。

主要な取組

(温室効果ガスの排出削減)

- ・ 三重県全体の二酸化炭素排出量の約 7 割を占めている産業部門、民生業務部門での排出量削減を促進します。
- ・ 家庭における二酸化炭素排出量削減の取組を「見える化」するなど、県民一人ひとりの行動を促す仕組みづくりを行います。
- ・ 運輸部門からの二酸化炭素排出削減を推進するため、エコドライブの普及やエコカーの導入を促進するとともに、公共交通機関の利用促進を図ります。
- ・ 県内事業者による環境・エネルギー関連分野の研究開発や新事業展開等を促進することにより、県内産業の成長と低炭素社会構築への貢献の両立を図ります。

(森林吸収源の整備)

- ・ 国や県などの行政による事業の実施のほか、企業やNPOなどのさまざまな主体による積極的な森林整備を促します。
- ・ 木材の CO₂ 固定量を「見える化」する仕組みの構築などにより、森林の温暖化防止効果の理解を深めます。

(新エネルギーの導入)

- ・ 公共施設への新エネルギーの導入を推進するとともに、新エネルギーの利用が積極的に図られるよう、情報提供や普及啓発を進めます。
- ・ 木質バイオマスのエネルギー資源としての活用を促進します。

(2) 循環型社会の構築（廃棄物対策の推進）

施策の目標	<p>私たちの生活や事業活動において、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用がさまざまな主体の連携と役割分担のもとで自主的に展開されるとともに、一般廃棄物が地域の資源として循環利用される仕組みが形成されるなど、循環型社会の構築に向けた取組がより充実しています。</p> <p>また、「もったいない」等の考え方を価値とする文化が再生され、それぞれの地域に根ざした活動が活発化しています。</p> <p>産業廃棄物についても、再生利用等と適正処理がなされるとともに、過去の不適正処理事案が解消され、さまざまな主体との連携のもと不適正処理の未然防止が図られています。</p>
-------	--

主な課題

- ・ 1人1日当たりごみ排出量等は、減少傾向にありますが、重量比で一般廃棄物の約3割を占める生ごみの減量化が課題となっています。
- ・ ごみの問題に関する県民の意識は、高まってきていますが、必ずしも一人ひとりの行動や生活様式の転換までには至っていません。
- ・ 市町のごみ処理について、より効率的なシステムの構築が求められています。
- ・ 東海・東南海・南海地震など、今後発生が予想される大災害による災害廃棄物への対応が求められています。
- ・ 産業廃棄物の3R*については、排出事業者等に対して指導・啓発を行ってきましたが、再生利用率が全国平均に比べて低い状況にあります。
- ・ 産業廃棄物の適正処理を一層進めるため、処理体制の整備や排出事業者責任の徹底が求められています。
- ・ 不法投棄事案の件数は、減少傾向にあるものの、行為者不明な事案が増加し、手口も巧妙化しています。
- ・ 過去の不適正処理事案による生活環境保全上の支障等の除去が求められています。

主要な取組

(ごみゼロ社会の実現)

- ・ 市町、NPO、事業者などとの協働により生ごみの減量化、資源化などの取組を進めます。
- ・ 家庭や学校などの身近な生活場面を活用した普及啓発活動や環境学習・環境教育の実施により、環境に配慮した生活様式や事業活動の定着をめざします。
- ・ 適正かつ効率的なごみ処理システム構築に向けて、市町ごみ処理カルテの導入など市町が行う3R推進への支援などを行います。RDF*焼却・発電事業については、

安全・安定運転を行うとともに、市町による一般廃棄物が適正に処理されるよう必要な技術的支援や調整を行っていきます。

- 市町や廃棄物関係団体との訓練や定期的な会議を通して、協力関係の強化を図り、災害時の廃棄物処理体制の充実を促進していきます。

(産業廃棄物の3Rの推進)

- 産業廃棄物の多量排出事業者における排出抑制等の計画策定と実践を求めるとともに、バイオマスの利活用やリサイクル認定制度の適正運用を進めます。

(産業廃棄物の適正処理の確保)

- 最終処分場の容量確保や優良処理業者の活用等によって、処理体制を整備するとともに、電子マニフェスト*の普及促進などにより排出事業者責任の徹底を進めます。

(監視強化と不適正処理に対する是正の推進)

- 法令を遵守し排出事業者責任の徹底が図られるよう、排出事業者に対する監視・指導を強化します。
- 不適正処理事案については、原因者に対して是正措置の履行指導を行うとともに、原因者による措置が困難な場合等には、生活環境保全上の支障等の程度や状況に応じ、行政代執行による是正を進め、地域住民の安全・安心の確保を図ります。

(3) 大気環境の保全

<p>施策の目標</p>	<p>工場や事業場からの大気汚染物質の排出が適正に管理され、県内の自動車は環境への負荷が少ない車両となり、交通流対策等とあわせて、大気に関する環境基準が達成・維持され、県民が、より良い大気環境のもと健康な生活を営んでいます。</p> <p>また、悪臭や騒音・振動においても、各種の法規制の運用により、健全で暮らしやすい快適な環境が整っています。</p>
--------------	--

主な課題

- 大規模事業場等における「大気汚染防止法」等に係る無届出や基準超過、自主測定回数不足等の問題が明らかになっており、事業者にはコンプライアンス*の徹底を図ることが求められています。
- 新たに環境基準に追加された微小粒子状物質について、観測体制の整備が求められています。
- 自動車排出ガス測定局*で環境基準が一部達成されていません。自動車NOx・PM法*対策地域、特に環境基準が達成されていない一部道路を中心に対策を進めることが求められています。
- 騒音・振動・悪臭の苦情は、年ごとに変動はありますが、継続して発生しています。

主要な取組

(大気汚染の防止)

- 工場や事業場に対する立入検査内容の充実により、事業者のコンプライアンスの徹底を図るとともに、「大気汚染防止法」、「三重県生活環境の保全に関する条例」に

基づく規制や指導を行います。

- ・ 微小粒子状物質などの新たに環境基準が設定された物質について、地域の状況に応じて県民の安心・安全が確保されるよう常時監視体制の充実を図ります。

(自動車環境対策の推進)

- ・ 自動車NO_x・PM法に基づき「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定し、自動車から排出される窒素酸化物*および粒子状物質の削減に向けた取組を進めます。

(騒音・振動・悪臭の防止)

- ・ 「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」および「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づき、市町との協働により、工場、事業場や建設作業に対する規制、指導を行うとともに、日常生活に伴う近隣騒音については、住民、事業者への啓発活動を進めます。

また、住居地域での静穏な環境を保全するため、「都市計画法」に基づく適正な土地利用の誘導や必要に応じた緩衝緑地の設置等を進めます。

(4) 水環境の保全

施策の目標	工場や事業場からの水質汚濁物質の排出が適正に管理されるとともに、生活排水処理施設*の整備が進むことにより、河川、海域における環境基準が達成・維持され、きれいと感じることができるよう水質が維持されています。 また、さまざまな主体が連携・協働して、伊勢湾再生のために持続可能な取組が展開され、人と地域、人と自然の絆が維持、再生されています。
-------	---

主な課題

- ・ 工場排水の測定データを改ざんするなど悪質な事例が発生したことから、事業者のコンプライアンスの徹底が求められています。
- ・ 伊勢湾等の閉鎖性海域*における環境基準達成率は、低い状態で推移しています。
また、砂浜海岸等に漂着する海岸漂着ごみが、生態系や、人と自然のふれあいの障害となっています。
- ・ 生活排水処理施設の整備率は、2010年度末（平成22年度末）で78.0%と着実に進展しているものの、全国平均（2010年度末（平成22年度末）86.9%）を大きく下回っています。
- ・ 「土壌汚染対策法」の改正による土壌汚染対策に関する法整備の拡充に伴い、その対応が必要となっています。

主要な取組

(水質汚濁の防止)

- ・ 公共用水域および地下水の常時監視を行うとともに、工場・事業場の計画的な監視指導により排水基準等の法令遵守を徹底し、水環境の保全に取り組みます。

また、順次、公共用水域における環境基準の類型指定*や見直しを行います。

(伊勢湾等（閉鎖性海域）の再生)

- 水質総量規制に基づく工場・事業場の排水規制や、生活排水処理施設の整備などにより、閉鎖性海域の水質改善を進めるとともに、藻場*や干潟*等の造成、再生により生態系の保全、回復を図り、海の自然浄化能力を再生します。
- 大学等と連携した調査研究や、伊勢湾流域圏での統一行動である「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の実施など、さまざまな主体との広域的な連携・協働による伊勢湾再生を進めます。
- 海岸漂着物対策については、関係者の適切な役割分担のもと、円滑な回収・処理、効果的な発生抑制対策に取り組みます。なお、より効果的な取組とするため、岐阜県、愛知県、名古屋市などとの広域的な連携を進めるとともに、国にも積極的な関与について、はたらきかけていきます。

(生活排水対策の推進)

- 「生活排水処理アクションプログラム」の見直しを行い、効率的・効果的な下水道、集落排水、浄化槽などの生活排水処理施設の整備を進めます。

(土壌・地下水汚染対策の推進)

- 「土壌汚染対策法」に基づく調査や汚染の拡散防止などの適切な措置により、周辺住民の健康と生活環境の保全を図ります。
また、土壌汚染対策の有効性を確保するための土壌中の重金属等の情報集積や、農地における適切な施肥や農薬の使用などの啓発を進めます。

【基本目標Ⅱ「自然と共生し身近な環境を大切に作る社会づくり」に向けた施策】

(1) 生物多様性の保全および持続可能な利用

施策の目標	あらゆる主体が生物多様性に配慮し、その事業活動や日常活動の中で環境への負荷をできるかぎり減らしていくとともに、さらに積極的に良好な自然環境の回復に努めています。これにより生物多様性の保全とその持続的な利用が可能な状態になり、自然との共生が保たれている社会になっています。
-------	---

主な課題

- 三重県の自然や生態系の特性に応じた生物多様性保全への継続的な取組が求められています。
また、増えすぎた特定の動物種による獣害の発生が問題となっています。
- かつて自然の宝庫であった里地里山や里海が過疎化、高齢化や生活様式の変化等により、人が関わりを持たなくなっていることから、その機能の喪失が懸念されています。
- 絶滅のおそれがある野生動植物種について、より正確な実態把握と希少種の保護が求められています。
- 身近な水辺環境において、新たな施設整備を行う際は、防災上の観点を踏まえたうえで生物多様性の保全に配慮した取組が求められています。

主要な取組

(生物多様性保全活動の促進)

- ・ 自然の風景地や天然林、動植物の生息地等を次世代に継承するため、自然公園※区域や三重県自然環境保全地域の制度を活用して適正な保全を進めます。希少生物や野生動植物について、専門家と県民、NPO等の連携・協働による調査や保全活動を促進するとともに、外来種対策に取り組みます。

また、農林水産物に被害を与える鳥獣については、地域の関係者との連携のもとで、適正な個体数の調整と被害対策を図ります。

(里地里山里海の保全)

- ・ 里地里山保全活動計画認定制度等の普及促進や環境保全活動団体のネットワーク化を進め、さまざまな主体の自主・協働による自然環境保全活動を促進します。

また、豊かな海の恵みを取り戻すために、県民が主体となった里海の保全のための取組を促進します。

(希少な野生動植物の保護)

- ・ 継続的なモニタリングに基づき、特に保護の必要がある野生動植物については、天然記念物※、または県指定希少野生動植物種として指定し、種の保護と生息環境の保全を進めます。

(水辺や沿岸の環境保全)

- ・ 多様な水辺環境を保全するため、防災機能との調和を図りながら河川・湖沼・湿地・海岸等について、周辺の生態系や自然環境に配慮した施設整備を行います。

また、沿岸域における藻場・干潟の保全・再生を行い、海浜生物や海生生物の生息地等の保全を進めます。

(2) 自然とのふれあいの確保

施策の目標	自然とのふれあいによって県民が、自然を身近に知り学ぶことができ、自然の仕組みや大切さを理解しています。 ふれあいの場の整備等に際しては、その自然特性が損なわれないよう、動植物の生息・生育環境や自然景観の保全への配慮がなされ、またその活動自体も、動植物の生息・生育に適正な配慮のもと、自然環境への負荷が少なく、持続的に利用ができる状態になっています。
-------	---

主な課題

- ・ 人々が自然に親しむための施設として、公園利用施設や自然遊歩道等の施設整備や維持管理を行っていますが、災害により被災し、復旧を必要とするものがあります。
- ・ 多くの来訪者が地域の豊かな自然に親しめる機会の確保が求められています。
また、こうした機会の確保の一環としてのエコツーリズム※やグリーン・ツーリズム※の普及のための環境整備が求められています。
- ・ 「緑の基本計画」策定などによる地域の緑化推進や、都市環境の向上、良好な景観形成、生物多様性の保全など多面的な視点での緑の保全・創出が望まれています。

主要な取組

(自然公園等の整備・活用)

- ・ 国立公園、国定公園、県立自然公園において、豊かな自然とのふれあいを図るため、公園利用施設や自然遊歩道等の施設整備、安全確保のための維持管理を行うとともに、自然公園区域の良好な自然を維持するため、自然公園の保護管理および利用の適正化を進めます。

(森林・水辺等の整備・活用)

- ・ 森林や水辺空間の保全、地域住民が自然とふれあう場の確保に努めるとともに、森林の案内人や野外活動の指導者の養成など、自然とのふれあいを図るための体制整備を進めます。

また、自然・歴史・文化等地域固有の資源を生かして観光を楽しむエコツーリズムや、都市住民が農山漁村で余暇をすごすグリーン・ツーリズムを促進するため、市町や地域住民との連携のもと、その基盤となる施設の整備や情報発信などの環境整備を進めます。

(緑の保全・創出)

- ・ 市町による「緑の基本計画」の策定や、さまざまな主体による地域の緑化推進に向けた自主的な活動を促進します。また、都市公園については、地域の豊かな自然や観光資源などを生かしつつ、多面的な視点での整備等に努めます。

(3) 森林等の公益的機能の維持確保

施策の目標	<p>森林の役割や木を使うことの意義が社会全体で認識され、県民、事業者、森林所有者等および国、県、市町が、それぞれの役割に応じて互いに協働しながら森林の保全を進め、このことにより、水源かん養や土砂流出防止、CO₂ 吸収源としての作用など森林の持つ公益的な機能を発揮しています。</p> <p>また、農地や中山間地、漁場等においても、それらの維持・保全活動等が行われ水源かん養、洪水調節、親水・景観保全等の機能が維持されています。</p>
-------	---

主な課題

- ・ 地域森林計画に基づき、県内の森林を「環境林^{*}」と「生産林」に区分して整備を進めていますが、環境林整備のために必要となる森林境界の明確化や森林所有者の理解が進んでいません。

また、生産林においては、木材価格の低迷等による林業採算性の悪化により、伐採後に植栽されない森林や、間伐等の手入れが行われない森林が増加し、森林の荒廃や公益的機能の低下が懸念されています。このような状況の中で、森林を社会全体で支える仕組みづくりが課題となっています。

- ・ 農地の保全については、中山間地域における農業者の高齢化による担い手不足等が懸念されています。
- ・ 海の水質浄化能力を回復するため、藻場・干潟の再生や造成した藻場・干潟の維持

管理が求められています。

- ・ 森林や農地の保全が不十分なことによる、水循環・浄化機能の低下が懸念されています。

主要な取組

(森林環境の保全 (三重の森林づくり))

- ・ 環境林については、森林境界の確定や、森林所有者の理解の醸成に努めながら針広混交林への誘導などを進めるとともに、「企業の森」等、さまざまな主体による森林づくりを促進し、社会全体での森林づくりを進めていきます。

また、生産林については、森林の適切な管理が行われるよう、森林の団地化、施業の集約化などを進め、林業生産活動を通じた森林の再生を図ります。

(農地環境の保全)

- ・ 高齢化等に対応した中山間地域直接支払制度を活用し、制度に取り組む集落の拡大による農地の保全をめざします。

また、農薬や化学肥料等の節減等により、環境への負荷の少ない環境保全型農業、環境に配慮したほ場や用排水路の整備を促進します。

(沿岸海域環境の保全)

- ・ 沿岸海域における野生動植物の生息の場の確保や水質浄化等の公益的機能を維持・回復するため、藻場や干潟の保全と復元に取り組みます。

また、良好な砂浜・磯浜海岸について、侵食による影響に対する対策等を進めます。

(水循環・浄化機能の確保)

- ・ 健全な水循環を確保するため、上流域では森林の適正な維持管理、中下流域では生活排水対策等の推進、農地の適正な管理等の諸施策を総合的に実施するとともに、住民や企業による植栽活動等さまざまな主体の参加と協働のもとで、水循環・浄化機能の確保に向けた取組を進めます。

(4) 良好な景観の形成

施策の目標	私たち県民共通の貴重な資産として、将来にわたって景観保全に取り組み、美しい県土にふさわしい景観をできる限り損なうことなく次世代に引き継ぐことによって、地域に活力を生み出し、訪れる人の心を癒し、三重の地に暮らすことが誇りとなる「こころのふるさと三重」が実現しています。
-------	---

主な課題

- ・ 良好な景観づくりを進めるため、地域のルールをつくり、県民一人ひとりが日常生活の中で守るべきマナーの向上に努めるとともに、違反屋外広告物等の良好な景観を阻害する原因の除去や修景等が求められています。

また、公共事業や公共施設整備においては、地域の景観特性に配慮した良好な景観づくりを先導していくことが求められます。

- ・ 農山村地域等における高齢化の進行によって、地域の合意形成や共同活動等の集落

機能が弱まり、景観保全力が低下しています。

主要な取組

(県土の景観の形成)

- ・ 県民の皆さんや市町による主体的な景観づくりを進めるため、景観づくりに関する情報提供や知識普及、専門家の派遣、検討の場への参画等を行うとともに、「三重県景観計画」に基づく届出制度の運用等を通じて良好な景観づくりを推進します。
また、公共事業や公共施設の整備については、良好な景観づくりを先導していくため「公共事業等の整備に関する景観形成ガイドライン」に基づく整備を進めます。

(農山漁村景観の保全・創出)

- ・ 農山漁村の景観保全には集落機能の維持が必要なことから、農地・水・環境保全向上対策等、さまざまな主体の参画による景観保全活動等を支援することで、地域を支える担い手を育成します。

(5) 歴史的・文化的環境の保全

施策の目標	豊かな自然や多様な歴史が育んだ文化資源の保護・活用により地域が活性化し、各地域でそれぞれ個性ある多様な文化が生まれ、その文化を反映した地域の景観が保全されることにより人びとが癒され幸福が実感できる地域社会が実現しています。
-------	---

主な課題

- ・ 三重県には優れた文化財が多くありますが、経年変化による損傷や過疎化、少子高齢化等による文化財保護の担い手の減少等が課題となっています。
また、大規模遺跡においては、史跡の有効活用を図るために、土地の公有地化の推進と史跡を活用したまちづくり等の取組が求められています。
- ・ 三重の自然や歴史・文化に関する資料を公開、閲覧、展示し、効果的な情報発信や学習などに十分活用することができる環境整備が求められます。
- ・ 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」が文化的景観として評価されていますが、これらの文化的景観の意義についての一層の理解の醸成と、文化的景観の活用が求められています。

主要な取組

(文化財等の保存・活用)

- ・ 国・県指定文化財*および国登録有形文化財の保存・活用を、市町、保存団体および所有者等と協働して行うとともに、文化財を活用した地域の自主的な活動を支援し、文化財を活かしたまちづくりにつなげます。
- ・ 新県立博物館を整備[2014年(平成26年)開館予定]し、市町等との役割分担のもとで、県内の自然と歴史・文化の資産を積極的に保全するとともに、その活用を図ります。

(歴史的・文化的景観の保全・活用)

- ・ 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や、亀山市関宿の伝統的建造物群等の歴史的・文化的な景観について、次世代に継承されるよう、関係する県や市町等と協働して、その保存と活用に努めます。

第3章 計画の実現に向けた仕組みづくり・基盤づくり

1 取組の視点

良好な環境を将来の世代へ継承していくためには、県民一人ひとりや企業などのあらゆる主体が、その活動によって生じる環境への負荷を出来る限り小さくすることができるような社会の仕組みが求められています。

そのためには、県民一人ひとりが、自立し、行動する県民（アクティブ・シチズン）として、環境保全の大切さを理解して行動に結び付けていくことや、そうした行動を支える体制が整うこと、また、企業等の事業者についても、「環境」を重要な経営理念の一つとして制度的な仕組みにより担保していくことが求められます。さらには、企業間の競争において「環境」がビジネスチャンスとなりうるような風土の醸成が求められています。

このような視点に立って、行政だけでなく、個人や企業などのあらゆる主体によって「環境」の価値が認識、重視されて、さまざまな主体による環境保全のための個々の自律的な行動や取組が有機的に連携しうるような社会の実現をめざした取組を進めます。

そして、県民一人ひとりなどのさまざまな主体による協働の成果として、私たちのまわりの自然環境や生活環境を誇れるものとし、そうした素晴らしい環境の実現に向けた「協創」に、自ら取り組んで行くことによって、幸福を実感できるような仕組みづくり・基盤づくりに取り組みます。

2 分野別取組方針

(1) ひとを育てる ～環境学習・環境教育の推進～

環境問題は、誰かが解決してくれるものではなく、私たち自身が、家庭や地域、職場等あらゆる場所で解決に向けて取り組んでいくべき課題です。

一人ひとりが、この課題を自らの問題としてとらえ、自ら行動するよう促していくためには、私たちが豊かな環境に支えられ、その恵みで生活していることを認識し、私たちの活動に起因する環境負荷が、地域やあるいは地球規模の環境に大きな影響を与えることを理解していなくてはなりません。

三重県には豊かな自然を学ぶフィールドが随所にあり、私たちは日常の中でそれらに触れ、自然や環境の大切さを無理なく学べる環境にあります。こうした恵まれた環境を活用しながら、一人ひとりが「環境」の価値と重要性を見出し、すべての県民の皆さんが環境における「協創」に積極的に取り組んでいただけるよう、環境学習や環境教育を推進していきます。

(到達目標)

子どもから大人に至るまで、環境学習に必要な機会や情報が提供され、いつでもどこでも環境教育に参加できるようになることで、環境に関心を持つようになり、人と環境の関わりについて正しい理解や認識を持ち、日常の生活行動も含めて自ら主体的に環境保全活動が行えるようになっていきます。

主要な取組

(学校教育における環境学習・環境教育)

- ・ 各学校において、環境教育に関する全体計画を作成し、地域や学校の実態・特性を十分に生かした横断的、総合的な環境教育を実施します。
- ・ さまざまな主体が行う環境保全・創造活動等への子どもたちの参加を進め、環境問題について考える機会の充実を図ると同時に、こうした活動の活性化を促進し、社会全体の気運醸成に貢献していきます。
- ・ 四日市公害の経験を踏まえ、環境保全・創造を重視した取組を進めてきた経緯を適切に伝えるなど、三重県の独自性を生かした環境教育を行います。

(地域や社会における環境学習・環境教育)

- ・ 自然観察等の体験学習を充実するとともに、県民の自主的な環境保全活動を支援するなど、自然とのふれあいや実践活動を通じた取組を促進します。
また、森林や木の文化を次世代に継承するため、森林環境教育を進めます。
- ・ 市町、民間団体等の関係機関との連携のもと、子どもたちに気づきの機会を提供し、子どもたちが自ら考えた取組が家庭や地域へ広がっていくような体験型、参加型の企画を実施します。

(環境学習・環境教育の拠点施設の活用)

- ・ 県民に開かれた環境学習および情報発信の拠点である「三重県環境学習情報センター」の運営において、指定管理者制度を活用し、各種講座等の充実を図ります。
- ・ 自然公園等の利用者の自然に対する理解を深めるため、「三重県民の森」や「上野森林公園」において、自然観察会等を通して環境学習の充実を図ります。
- ・ 新県立博物館においては、環境面からもその役割が発揮されるよう、環境学習の場となって、地域の自然と歴史・文化を保全する人材育成支援などを行います。

(2) 担い手となる主体を広げる ～環境活動の促進～

環境保全のためには、一人ひとりがその意識を持って、行動に移していくことが大切ですが、個人だけでは、情報の収集が難しく、また、活動の範囲も限られてしまいます。

地域の自治組織やNPO等のつながりを通じたグループ活動によって、より大きな効果を得られるとともに、こうした活動は、環境保全の担い手の裾野が大きく広がるきっかけにもなります。

また、さまざまな立場や状況にある多くの主体が連携して環境保全活動に取り組むことによって、社会全体にとってより大きな効果が生まれることが期待されます。

さらに、多くの主体の連携による取組は、薄れがちになりつつある地域における絆や人間関係をより豊かにすることへとつながり、こうしたネットワークが一つの社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）として、地域づくりの大きな柱となります。

このような観点から、環境活動を支えるさまざまな主体が「環境」の分野において、活躍の場を見い出し、「協創」することができるよう、その活動を支援していくとともに、それらの連携を促進していきます。

(到達目標)

企業やNPO、地域の自治会等あらゆる主体が、さまざまな環境保全活動を展開しています。

また、新たに活動を始めようとする主体に、団体間の交流を通じて、活動手法や活動の継続に必要な情報等が提供され、環境保全活動を始める主体が広がっています。

さらに、このような多様な環境保全の取組が、多くの参加者を得ることにより、それぞれの地域で人と人、人と地域の絆が再生され、地域づくりにつながっています。

主要な取組

(指導者の育成)

- ・ 三重県環境学習情報センターにおいて、地域で環境活動を展開する指導者の養成講座を開催し、環境についてさまざまな視点で考え、行動ができる人材を育成します。

(環境保全活動の支援)

- ・ 県民が自主的に参画する県民参加の森林づくりを進めるため、森林作業等のボランティア活動の希望者に対する作業研修等の実施や、里地里山の保全活動を行うNPO等の取組を支援します。
- ・ 河川・海岸・道路等の環境美化については、さまざまな主体による取組が広がるよう促進・支援することが必要です。このため、河川・海岸・道路等の美化活動を行うボランティア団体等に作業用物品を提供するなどの支援を今後も行います。

(各主体の連携による環境保全活動の促進)

- ・ 環境保全活動に積極的に取り組む方々を表彰するとともに、その活動がさらに広がり、新たな実践者が生まれるよう普及・啓発に努めます。

(3) 環境経営を進める

これまで経済と対立する概念に位置づけられていた環境でしたが、温室効果ガスの排出削減が国際的な課題となっている中で、社会全体がこの目標達成に向けて動き出すことで、大いなる需要が生まれ、環境施策への対応が、わが国の成長の原動力になることが期待されています。

また、東日本大震災やこれに続く原子力発電所の事故の発生によって、省エネルギーの観点からも、ますますこうした流れが加速されてくるものと考えられます。

こうしたことから、これまで行ってきた企業に対する環境経営の導入促進に引き続き取り組んでいくとともに、三重県でも低炭素社会に向けた取組を産業振興など新たな経済成長に生かしていくことが求められています。

(到達目標)

企業における環境経営の導入が一層進むことで、環境負荷低減と生産性向上を両立させている企業が増え、企業競争力を強化しています。

また、社会全体が低炭素社会への対応を進めることで、環境・エネルギー関連分野における市場が創出され、拡大し、県内での産業の創造と持続的な発展につながっています。

行政においても、環境マネジメントシステムの考え方が普及し、オフィス活動においてはもちろんのこと、さまざまな行政活動の遂行過程において、環境負荷の低減と環境創造への取組が進んでいます。

主要な取組

(環境経営の促進)

- ・ 事業者における、ISO14000 シリーズや三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム (M-EMS) などの環境マネジメントシステム (EMS) の取得を促進します。
- ・ 三重県が行う事業活動は、環境マネジメントシステム ISO14001 に基づき実施するとともに、グリーン購入*を進め、公共施設の使用、管理や公共事業等における環境配慮を徹底するなど、県自らが率先して環境保全活動に取り組みます。
- ・ 環境経営に積極的に取り組む市町との情報共有を進め、環境マネジメントシステム (EMS) 取組の向上を図ります。

(環境・エネルギー関連分野への取組促進)

- ・ 県内事業者による環境・エネルギー関連分野の研究開発や新事業展開等を促進することにより、県内産業の成長と低炭素社会構築への貢献の両立を図ります。
- ・ 省エネルギーや生産工程の効率化等を促進することにより、県内事業者の競争力強化(生産性向上)と、低炭素社会構築への貢献の両立を図ります。

(4) 仕組みをよりの確に運用する

環境保全に取り組む人や企業が増え、担い手となる主体が広がっていくためには、彼らの活動が社会的に認められ、評価されていくことが大切です。このためにはその活動が幅広く周知、顕彰される仕組みが必要です。

また、事業者等は、各種法令を遵守し、社会的責任を果たすとともに日常的な環境配慮行動が求められますが、快適で安全・安心な生活環境を維持し、享受するためには、そうした環境保全に関する取組や配慮が確実に実行されていくような仕組みや制度が大切です。

さらに、環境悪化の未然防止、環境問題の早期解決等を図るため、各種制度を整備し、市町とも連携・協働して環境の保全を図っていく必要があります。

(到達目標)

法律や条例に基づく環境影響評価だけでなく、公害事前審査制度の活用等を通じて、事業者による環境配慮が進んでいます。

また、自主的に環境影響評価を行う事業者も増えています。

さらに、一部の大規模な開発案件では計画段階から早期に環境配慮を図る手続きが始まっています。

このほか、一定の施設を設置する際には、事業者が市町と環境保全協定を結ぶことで、周辺住民の安全・安心への配慮がなされています。

主要な取組

(環境活動が評価される仕組みの運用)

- ・ 環境保全に寄与した人々の活動を評価し、幅広く周知するとともに、こうした取組への参画を促します。

(環境影響評価等の実施)

- ・ 「環境影響評価法」や「三重県環境影響評価条例」に基づき、事業実施に際して適切な環境配慮が行われるよう指導します。
- ・ 公共性の高い開発事業については、基本構想段階からアセスメントの導入を図っていくという、国の戦略アセスメントのガイドラインをふまえ、環境影響評価制度の充実に努めます。

(公害事前審査制度の活用)

- ・ 工場や事業場の新增設に伴う環境への悪影響を未然に防止するため、「三重県公害事前審査会条例」に基づき、「三重県環境影響評価条例」に該当しない工場や事業場において、公害防止の技術的事項を審査し、市町の工場等の誘致や環境保全協定の締結時における活用を促進します。

(環境保全協定の締結促進)

- ・ 市町長等が、その市町の実態に即した行政指導ができるように、「三重県環境基本条例」に基づき、市町長等と事業者との環境保全協定の締結を促進します。

(公害紛争への対応)

- ・ 公害に係る紛争については、「公害紛争処理法」に基づくあっせん、調停等や「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく調査請求制度を活用し、その迅速かつ適正な解決を図ります。

(5) 技術・情報基盤をより充実する

環境の保全を効果的、効率的に進めるためには、その技術的な側面における調査や研究活動を展開し、今後の環境保全を一層取り組みやすいものとしていく必要があります。

また、各種の環境関連情報を県民に幅広く提供することは、県民の環境に対する理解と関心を深め、環境保全への取組を促すことにもつながることから、こうした情報発信ができるシステムの整備が必要です。

さらに、大気や水等の環境基準が、県内事業者等の取組により遵守されていくには、環境基準に対する達成状況等を常時把握するための施設が整備されていることが大切です。

(到達目標)

環境保全の研究開発が進展し、環境汚染の防止・発生抑制・修復技術等がさらに開発されて、環境保全が技術面からもサポートされるとともに、新たな環境分野においても企業の技術開発が進展しています。

県民は誰もが、環境に関するさまざまな情報にアクセスすることができ、毎日の大気の状態を把握したり、光化学スモッグ*予報発令状況や放射線モニタリングの結果等

を常にチェックできるようになっています。

主要な取組

(研究開発の推進と促進)

- ・ 廃棄物対策の推進、大気・水・土壌環境の保全および生物の多様性の保全等地域の環境保全に関する調査研究を充実するとともに、国や民間の研究機関、大学等との共同研究や情報交換等を進め、環境保全に係る調査研究の一層の向上を図ります。

(環境情報の迅速な提供)

- ・ 大規模事業所（発生源）の排ガスに関しては、環境総合監視システムで監視し、地域の総量等を情報発信していきます。

また、監視測定地点、みえの樹木百選等のさまざまな分野の情報を提供します。

(監視・観測等の体制の整備)

- ・ 安全で安心な環境が確保されているか監視するため、環境の常時監視を実施するとともに、大気、水、土壌中の有害化学物質に対する調査を行い、大気・水環境における環境基準の達成状況を確認します。
- ・ 光化学オキシダント※や窒素酸化物の濃度、放射線モニタリング結果等の情報を、県民に迅速に提供します。

(6) 環境で貢献する

環境を保全するために私たちができることは、必ずしも地域社会におけるものだけに限ったわけではありません。例えば、かつて四日市公害を経験したさまざまな環境技術の中には、今もなお、同様の環境汚染で苦しむ途上国が必要としているものもあると思われます。これまでも中国河南省をはじめ、アジアの国々の研修員を受け入れ産業公害の防止技術の研修を行ってきたところです。

引き続き、私たちはこれまでの環境に関わる経験と知識を生かして、求めに応じて国際的に技術移転等の協力をしていくことが大切です。

(到達目標)

過去に培われた公害防止や環境保全の技術が、国内外に移転されることで、三重県の環境保全に対する取組成果が、他の地域にも及んでいきます。

こうした活動により「地球規模で考え、足元から行動する」環境の取組が三重県で進み、国境や地域を越えた、人と人、人と地域の絆が生まれ、育まれていきます。

主要な取組

(国際的な環境協力・貢献の推進)

- ・ 産業公害防止技術の研修を継続するとともに、環境分野における交流のあり方について見直し、新たな環境協力に取り組みます。

(関係機関との協力)

- ・ 公益財団法人国際環境技術移転センター(ICETT)※との連携を維持しながら、国、他の地方自治体、大学、企業等と協力し、国際環境協力を進めます。

(研究機関との連携)

- ・ 保健環境研究所において、環境汚染物質に関する調査や測定技術等の研究等を進め、公益財団法人国際環境技術移転センター(ICETT)と連携を図りながら、その成果の技術移転を進めます。

3 各主体の役割

かけがえのない地球環境の中で、自然と共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築していくためには、行政の取組だけではなく、県民、事業者、行政といった社会を構成する各主体が、それぞれの立場において環境保全のためにはどのような行動が望ましいかを考え、自主的、積極的に実践することが大切です。

また、こうした環境保全の取組における「協創」を実現していくためには、各主体による個々の取組だけでなく、主体間の連携や協力による取組も大切です。ここでは、それぞれの主体の役割と環境配慮の指針を示し、その役割にふさわしい環境行動を期待するものです。

(1) 県

三重県は、基本目標の達成に向けて、第2章に示した施策を実施するとともに、本章に示した「協創」による計画実現に向けた仕組み・基盤の整備を行います。

また、三重県自らが事業者であり消費者でもあるとの立場から、本章の「(3) 事業者」に掲げる役割と環境配慮の指針をふまえ、ISO14001の環境方針に基づき、環境の保全に関する行動を率先して実行します。

三重県が行う一定規模以上の事業の実施にあたっては、その事業に係る計画等を策定しようとする段階から、環境配慮の調整を行うために必要な手続等を定め、環境への負荷の低減を目的とする、環境調整システム*等を活用した全庁的な調整を通じ、環境の保全に配慮します。

さらに、環境の保全に関して市町と連携・協働するとともに、市町の環境保全の取組を促進します。

(2) 市町

市町は、住民に最も近い基礎自治体として、住民の健康と福祉の確保と充実を図る上で、住民や事業者等と日常的に関わりを持ち、地域に密着した環境づくりを進める重要な役割を担っています。

このため、県に準じた環境保全に関する施策や、それぞれの地域の自然的・社会的条件に応じた独自の施策を策定し、実施することが期待されます。

また、各主体が自主的に取り組む地域の環境保全活動を支援し、各主体間の協力と連携を促進するとともに、市町自らが事業者および消費者として「(3) 事業者」に掲げる役割と環境配慮の指針をふまえ、環境の保全に向けた取組を推進することが期待されます。

(3) 事業者

事業者は、株主や取引先だけでなく、地域社会をはじめとした多様な利害関係者に対して責任ある行動をとっていくとの考え方(CSR[※])に基づき、何よりもまず、法令遵守を旨とし、その徹底を日々心がけ、よりよい製品・サービスを供給するとともに、環境負荷の低減に向け自主的、積極的に取り組むことが期待されます。

また、ISO14001等の環境マネジメントシステムの導入に努めるとともに、環境保全に配慮した事業活動の積極的な展開、地域における環境保全活動等への積極的な参画や支援等が期待されます。

具体的には、一定の開発事業を行う際の自然風景や生態系への環境アセスメントの考え方に基づく保全行為、製品の生産、流通、販売および回収、処理等におけるさまざまな環境負荷低減の取組等、事業者の行うあらゆる活動において、こうした環境配慮が望まれます。

(4) 県民

私たちが、日々生きて生活するだけで、それによって環境に負荷をかけ、その回復に大きな自然循環の営みによるコストが払われているかについて、私たちは、深く理解し、日常の生活様式を改めていく必要があります。

地球温暖化や生物多様性の危機は、私たち一人ひとりに及ぶ影響が見えにくく、さまざまな情報として私たちの耳に入ってはきても、必ずしも今日の私たちの、そして明日の子どもたちの生存に関わる危機であることに、私たちの理解が十分であるとはいえません。

このため、あらゆる機会を利用して環境学習への参加が望まれ、環境に関する知識と理解を深め、自ら何ができるかを考え、かつそれを実践していくことが期待されています。

また、地域の団体等が行う環境保全活動に積極的に参加し、その活動の輪を広げるとともに、個人や団体の知識や経験が広く生かされるよう、各主体との協力と連携が期待されます。

具体的には、例えば、炊事・洗濯時の節水や冷暖房の温度設定、ごみの分別の徹底等の日常生活から、移動の際に自動車の利用を控え、できるだけ公共交通機関を利用する等の選択行動、そして、省エネ型の住宅づくりや改修、太陽光発電設備の設置、低公害車[※]の導入等、低炭素型の生活様式への移行に至るまで、私たちは、ありとあらゆる手段や可能性をできる限り試み、努めていくことが望まれます。

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

この計画の第1章において、三重県のめざすべき姿を「私たちは、かけがえのない地球環境の中で、自然と共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築をめざします。」と決めました。このめざすべき姿を実現するためには、県民の皆さんに、アクティブ・シチズンとして、主体的に環境保全の取組に参加していただくことが不可欠です。

三重県は、より良い環境を「協創」によって実現することをめざして、この計画を推進していきます。

(1) 県における推進体制

この計画に基づく環境保全施策を効果的に推進するため、三重県環境保全・地球温暖化対策推進委員会において、関係部局等相互の緊密な連携と調整を行い、施策を総合的、計画的に推進します。

(2) さまざまな主体との連携

「協創」によるより良い環境の実現に向けて、三重県では、県民や環境保全団体、NPO、事業者や企業の皆さんに、積極的に環境に関する情報の提供を行い、意識の共有化を図ります。

また、市町との情報交換等を通じて、県と市町あるいは市町相互の連携を強化するとともに、この計画に沿って行われる市町の施策を支援することにより、施策の一層の推進を図ります。

さらに、広域的な問題に対しては、国や他の地方自治体との緊密な連携を図るとともに、地球環境問題のような国を越えた環境問題については、世界の国や地域、自治体との連携を進めます。

2 計画の進行管理

この計画を着実に実施していくために、計画を広く公表、周知するとともに、各施策の進捗状況等を把握し、適切な進行管理を行います。進捗状況の結果については、毎年度公表します。

(1) 推進計画（アクションプラン）による進行管理

- この計画の進捗管理は、4年程度を計画期間とする推進計画（アクションプラン）により行います。
- 推進計画（アクションプラン）において、施策の数値目標を設定し、それぞれの施策の実施状況を把握、評価します。
- 推進計画（アクションプラン）の評価の結果は、次期の推進計画（アクションプラン）の施策等にフィードバックしていきます。

(2) 年次報告・公表と県民意見の反映

- ・ この計画に掲げた施策の実施状況、推進計画（アクションプラン）に掲げた取組の実施状況等を、毎年度、環境白書としてとりまとめ、三重県議会、三重県環境審議会に報告する等、幅広く県民に公表し、全庁の広聴広報・情報マネジメントを通じて県民の意見等を求めています。
- ・ 県民に対しては、環境白書を県内の図書館に配付し、閲覧に供するとともに、インターネットを通じて環境白書の内容を周知し、広く意見等を募っていきます。

3 財政上の措置

この計画に掲げられた環境保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

4 計画の見直し

この計画は、2021年度(平成33年度)を目標年度として策定するものですが、この間の社会情勢の変化や環境に関する科学的知見等の集積に応じて、基本部分に大きな変更があれば計画の見直しを行います。

用語解説

英数字

COD (化学的酸素要求量)

海域の汚濁の指標として用いられ、水中の汚濁物質（有機物）を化学薬品（酸化剤）によって分解させたときに消費される酸素の量のことをいいます。

なお、河川の汚濁の指標としては、BOD（生物化学的酸素要求量）が用いられ、これは、水中の汚濁物質（有機物）を微生物によって分解させたときに消費される酸素の量のことをいいます。

CSR (Corporate Social Responsibility : 企業の社会的責任)

企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけではなく、利害関係者（ステークホルダー）全体の利益や環境等への配慮を組み込み行動するべきであるとの考え方。環境保護のみならず、行動法令の遵守、人権擁護、消費者保護などの分野についても責任を有するとされています。

ISO14001 (環境マネジメントシステム)

環境に関する経営方針や計画を立て、実施し、点検し、是正するという手順を体系的、継続的に実行していくことにより、企業等の組織が環境に与える影響を改善するための仕組み（環境マネジメントシステム）の代表的なものです。

NPO (Non-Profit Organization)

教育、文化、医療、福祉、環境保全等、さまざまな社会的活動を行う非営利、非政府の民間組織のことをいいます。

RDF (Refuse Derived Fuel)

生ごみ、紙、プラスチック等の一般廃棄物を破碎し、石灰を混合して固形化した燃料のことをいいます。

3R

環境と経済が両立した循環型社会を形成していくためのキーワードで、発生抑制 (Reduce リデュース 廃棄物の発生抑制)、再使用 (Reuse リユース)、再生利用 (Recycle リサイクル) のことをいいます。

あ行

アクティブ・シチズン

社会における自らの役割と責任を自覚し、積極的に社会に参画する住民をあらわす言葉です。アメリカ合衆国の第35代大統領である J.F. ケネディが、大統領就任演説の中で、「祖国があなたに何をしてくれるのかを尋ねてはなりません。あなたが祖国のために何ができるかを考えて欲しい。」とアクティブ・シチズンである必要性を訴えた言葉が有名です。

イノベーション

単に「技術革新」の意味だけでなく、これまでのモノ・仕組み等に対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすことをいいます。

エコツーリズム

地域ぐるみで、自然観察や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことをめざしていく仕組みのことをいいます。

温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつ気体のことをいいます。この濃度が高くなることにより気温が上昇する現象が地球温暖化。京都議定書では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふつ化硫黄(SF₆)の6種類とされています。

か行

環境影響評価(環境アセスメント)(制度)

事業者自らが、事業の実施が環境に及ぼす影響を事前に調査、予測および評価をするとともに、環境の保全のための措置を検討し、この措置が行われた場合における環境に及ぼす影響を総合的に評価する制度をいいます。

環境学習・環境教育

環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全活動に参加する意欲や問題解決に資する能力を育成するための学習および教育をいいます。学習者、参加者の視点から見た場合は「環境学習」、実施者、行為者の視点から見た場合は「環境教育」と用いますが、この計画では、双方からの取組を進めていくとの観点から「環境学習・環境教育」と列記した一つの用語としても用いています。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で確保されることが望ましい基準のことをいいます。現在、「環境基本法」(ダイオキシン類については「ダイオキシン類対策特別措置法」)に基づき、大気汚染、公共用水域および地下水の水質汚濁、水底の底質(ダイオキシン類のみ)、騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音および土壌汚染に係る環境基準が定められています。

環境経営

企業や行政の事業活動の中で、環境への対応を具体化する等、環境保全への取組を明確に位置づけ、経営者の意思決定に反映させると同時に環境に配慮した行動をとっていく経営をいいます。

環境調整システム

三重県が実施する一定規模以上の開発事業の実施にあたって、その計画段階で環境に対する配慮を全庁的に検討する制度のことをいいます。1998年度(平成10年度)から運用しています。

環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障(→「生活環境保全上の支障等」参照)の原因となるおそれのあるものをいいます。汚染物質等が排出されることによるもの、動植物等の自然物が損傷されることによるもの、自然の景観が変更されることによるもの等があります。

環境林

原則として木材生産を目的とせず、森林の有する公益的機能の高度発揮をめざす森林のことで、森林所有者が林業生産活動に制限を受ける森林のことをいいます。

かん養

水が自然に染み込むように、ゆっくりと養い育てること。地表の水(雨水や河川水)が地下の帯水層に浸透し、地下水が供給されることをいいます。

気候変動に関する政府間パネル (IPCC)

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年(昭和63年)に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織です。

協創

三重県では、全国に先駆けて、県民の皆さんやNPOなどのさまざまな主体と行政との役割分担のもと「公」の領域をともに担う「協働」を進めてきました。三重県の新しい県政のビジョンである「みえ県民力ビジョン」においては、これまでの「協働」の取組における積み重ねを生かし、さらに深化させ、行政はもとより、県民の皆さんやNPOなどそれぞれが「公」を担う主体として自立し、行動することによって、「協働」による成果を生み出し、新しいものを創造していく「協創」という考え方により、みんなで力を合わせて新しい三重を創る「県民力による『協創』の三重づくり」を進めていくこととしています。

京都議定書

1997年(平成9年)に京都で開催された「気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議(COP3)」において採択された議定書をいいます。世界で増え続ける温室効果ガスの排出に歯止めをかけるために締約国における2008～2012年(平成20～24年)にかけての排出量の削減目標が定められたほか、吸収源の取扱い、排出量取引等の基本的考え方が決められています。

グリーン・イノベーション

環境・資源・エネルギー分野の革新的な技術等の研究開発と成果の実利用・普及のためのシステム転換の一体的推進に加え、新たな発想を活用することによるライフスタイルやビジネススタイルの転換など、生活・地域社会システムの転換及び新産業創出により、環境、資源、エネルギー等の地球環境規模での制約となる課題解決に貢献し、経済と環境の両立により世界と日本の成長の原動力となるものとされています。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく、環境への配慮から、環境への負荷の少ないものを優先して購入することをいいます。

グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人びととの交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことをいいます。

公益財団法人国際環境技術移転センター(ICETT)

日本の優れた環境保全技術や管理手法をもとに、環境問題に苦しむ諸外国、特に開発途

上国との環境技術交流を深め、ひいては地球環境保全に貢献することを目的として、1990年（平成2年）に設立された機関で、鈴鹿山麓リサーチパーク（四日市市）に所在しています。

光化学オキシダント(光化学スモッグ)

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こして発生する二次汚染物質で、オゾン、PAN(Peroxy-acetylnitrate)等の酸化物の総称です。このオキシダントが原因で起こるいわゆる光化学スモッグは、日ざしの強い夏季に多く発生し、目や喉等の粘膜を刺激することがあります。

コンプライアンス

法令や社会的取り決め等を守ること。コンプライアンスという場合、法令や社会的取り決めの文言のみならず、その背後にある精神まで守り、実践することを意味します。

さ行

再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称です。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指します。（新エネルギーは、再生可能エネルギーから、大規模な水力発電などを除いたものです。新エネルギーの項も参照してください。）

里海

人間の手で陸域と沿岸域が一体的・総合的に管理されることにより、物質循環機能が適切に維持され、高い生産性と生物多様性の保全が図られるとともに、人々の暮らしや伝統文化と深く関わり、人と自然が共生する沿岸海域のことをいいます。

里地里山

居住地域の近くに広がり、かつては薪炭用材や落葉の採取、農業生産などさまざまな人間の働きかけを通じて自然環境が維持、形成されてきた地域のことをいいます。森林、農地、ため池、草地等で構成されており、多様な動植物の生息・生育場所になっています。

産業廃棄物

事業活動に伴って発生した廃棄物のことをいいます。廃棄物の発生量やその物の性質から、環境汚染の原因となりうるものとして、燃えがら、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類などの20種類が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で指定されています。

産業廃棄物税

産業廃棄物の処理に着目した税のことで、全国的に「地方税法」に規定する法定外目的税としての導入が進んでいます。三重県では2002年（平成14年）4月から条例を施行しており、排出事業者を納税義務者（申告納付方式）とする制度としています。

自然公園

すばらしい自然の風景地やそれに準ずる地域として、「自然公園法」や「三重県立自然公園条例」により指定された区域のことで、三重県内では、国立公園2ヶ所、国定公園2ヶ所、県立自然公園5ヶ所が指定されています。自然公園の特別地域内では一定の行為について環境大臣又は知事の許可が必要となります。環境大臣が指定する「国立公園」、「国

定公園」と、都道府県知事が指定する「都道府県立自然公園」の3種類があります。

指定文化財

「文化財保護法」や県条例、市町村条例に基づき、国や県、市町村によって指定された有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物をいいます。

自動車NO_x・PM法

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」の略称です。自動車から排出される窒素酸化物(NO_x)や粒子状物質(PM)による大気汚染を防止し、国民の健康を保護するため、1992年(平成4年)に定められました。三重県内では、2001年(平成13年)12月に四日市市、桑名市(旧多度町を除く)、鈴鹿市、木曾岬町、朝日町、川越町が窒素酸化物対策地域・粒子状物質対策地域に指定されました。

自動車排出ガス測定局

自動車の排出ガスによる大気汚染状況を常時観測する測定局で、現在、三重県内に7ヶ所の自動車排出ガス測定局が設置されています。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念をいいます。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分されることが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」とされています。

新エネルギー

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」において、石油代替エネルギーであって経済性の面から普及が十分でなく、その導入促進を図ることが特に必要なもの、と定義されており、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、バイオマス発電、バイオマス熱利用等が該当します。(なお、再生可能エネルギーのうち、大規模な水力発電などは新エネルギーには指定されていません。再生可能エネルギーの項も参照してください。)

生活環境保全上の支障等

人の活動に伴って大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が劣化することによって公害その他の人の健康または生活環境に係る被害が生じている、または、そのおそれがある状態のことをいいます。なお、「生活環境」とは、社会通念に従って一般的に理解される生活環境に加え、人の生活に密接な関係のある財産または人の生活に密接な関係のある動植物もしくはその生育環境を含みます。

生活排水処理施設

台所、風呂、洗濯等で排出される汚水やトイレからのし尿を含めた生活排水を処理するための施設をいいます。下水道、浄化槽、農・漁業集落排水処理施設、コミュニティプラント(地域し尿処理施設)等があります。

生態系

自然界のある地域に生息、生育する生物とそれらの生活に関与する大気、水、土壌等を一体としてとらえたものをいいます。

生物(の)多様性(3つの危機)

生態系の多様性(多様な生態系が存在していること)、種間の多様性(種が保全され、個々の生態系が多様な種から構成されていること)、種内(遺伝子)の多様性(同じ種の中にも多様な地域的個体群が存在していること)の3つの考え方からなる概念です。1992年(平成4年)の地球サミットで採択された「生物の多様性に関する条約」に初めて盛り込まれました。こうした生物の多様性に対して、国が策定した「生物多様性国家戦略」では、生物多様性を取りまく現状と課題において①人間活動や開発による危機②里地里山等における人間活動の縮小による危機③人間によりもちこまれたものによる危機の3つに加え、地球温暖化による危機が指摘されています。

総量規制

1971年(昭和46年)当時、国の定める「大気汚染防止法」では、「工場の排ガスの排出口」ごとの濃度を規制していましたが、三重県では、四日市地域全体の硫黄酸化物の排出許容総量を定め、「工場」ごとの硫黄酸化物の排出許容量を規制する「総量規制」の導入を検討し、1972年(昭和47年)から総量規制が実施されることになりました。

規制前に年間10万トンであった硫黄酸化物は、企業の努力と相まって、1975年(昭和50年)には、年間1.7万トンまで減少し、これによって、四日市公害の解決への道を開かれたと言えます。

この総量規制の考え方は、その後、「大気汚染防止法」にも取り入れられ、窒素酸化物の総量規制や水質汚濁に対するCOD総量規制の導入にもつながりました。

た行

窒素酸化物

石油、ガス、石炭等燃料の燃焼に伴って発生します。酸性雨や光化学スモッグの原因となり、特に二酸化窒素は濃度が高くなると、人の呼吸器に悪影響を及ぼします。

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、窒素酸化物、二酸化炭素等の大気汚染物質や温室効果ガスの排出量や騒音の発生が少ない、または全く排出しない自動車のことをいいます。実用化されている主な車種としては、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車および低燃費・低排出ガス車があります。

低炭素社会

2007年(平成19年)6月、国で閣議決定された「21世紀環境立国戦略」によれば、「低炭素社会」とは、生活の豊かさの実感と、二酸化炭素排出削減が同時に達成できる社会の実現を目指すものであり、新しい革新的技術の普及等により、環境保全と両立しながら豊かな生活と経済成長が確保できる社会とされています。

天然記念物

学術上価値の高い動物、植物、地質鉱物等で、その保護・保存について国や県等によって指定されているものをいいます。

電子マニフェスト

産業廃棄物の運搬・処理処分に関して、廃棄物処理の過程を把握することができるように交付する産業廃棄物管理票のことをマニフェストといいます。電子マニフェストは、管理票の代わりに電子情報処理組織を使用して登録するものです。

は行

干潟

河口や内湾近くで潮が引いたときに現れる砂または泥が堆積した場所のことで、海の波浪の影響が少なく、砂泥を供給する河川が流入する場所に存在します。干潟には、陸域から有機物が流入し、これを二枚貝やゴカイ等の底生生物が分解し、また、この底生生物を魚類や水鳥が餌にするなど、沿岸域の重要な生態系を構成しています。

閉鎖性海域

内湾など、外部と水の交換が行われにくい海域のことをいいます。汚濁物質が蓄積しやすいため、水質の保全や改善が難しく、富栄養化による赤潮等の発生がみられます。

ま行

三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS)

Mie-Environmental Management system Standard

三重県独自の環境マネジメントシステムをいいます。ISO14001に比べて取得費用が少なく、わかりやすい規格で、M-EMS（ミームス）という愛称で呼んでいます。2004年（平成16年）9月から運用を開始しました。

ミレニアム生態系評価

国連の主唱により2001年（平成13年）から2005年（平成17年）にかけて行われた、地球規模の生態系に関する総合的評価のことです。95カ国から1,360人の専門家が参加し、生態系が提供するサービスに着目して、それが人間の豊かな暮らし(human well-being)にどのように関係しているか、生物多様性の損失がどのような影響を及ぼすかを明らかにしました。

藻場

我が国の沿岸海域には、大型海草・藻類から構成される植物群落があり、これらを藻場と呼びます。藻場は、沿岸生態系の一つとして、水質の浄化や海生生物の幼生、稚魚の保育場、産卵場、採餌場等の役割を持ち、豊かな環境づくりを支えています。

ら行

類型指定

水質汚濁の生活環境の保全に関する生活環境項目について、「環境基本法」に基づき、河川、湖沼および海域の利用目的に応じた水域類型を指定することをいいます。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生動植物種の種をリストアップし、現状及び保護対策をまとめた報告書のことをいいます。名称は国際自然保護連合が初めて発行したものの表紙に赤い紙が使われていたことによります。

平成24年第1回

三重県議会定例会議案

議案第72号

三重の森林づくり基本計画の変更について

(別 冊)

三重の森林づくり基本計画 2012

平成24年2月

目 次

第1	三重の森林づくり基本計画2012策定の考え方	P	1
1	策定の趣旨	P	1
2	森林・林業を取り巻く社会情勢の変化	P	1
	(1) 森林・林業を巡る状況	P	1
	(2) 木材需要を巡る状況	P	2
3	これまでの取組の成果と課題	P	2
	【基本方針1 森林の多面的機能の発揮】	P	2
	【基本方針2 林業の持続的発展】	P	3
	【基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興】	P	3
	【基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進】	P	4
4	基本計画の期間	P	4
第2	基本方針	P	5
1	条例の基本理念	P	5
2	基本方針と目標	P	6
第3	基本施策	P	8
第4	具体的な施策	P	9
	森林の整備及び保全【基本施策1-(1)】		
	(1) 環境林整備の促進	P	9
	(2) 生産林整備の促進	P	9
	(3) 県行造林地の適切な管理の推進	P	9
	(4) 保安林制度等による森林の保全管理の推進	P	9
	(5) 災害に強い森林づくりの推進	P	9
	(6) 野生鳥獣との共生の確保	P	9
	(7) 森林病虫害対策及び森林災害対策の強化	P	9
	森林の区分に応じた森林管理の推進【基本施策1-(2)】		
	(1) 市町等と連携した森林管理の推進	P	9
	(2) 森林資源データの整備と情報提供	P	10
	(3) 森林の公益的機能発揮に向けての研究	P	10
	林業及び木材産業等の振興【基本施策2-(1)】		
	(1) 森林施業の集約化の促進	P	10
	(2) 原木の低コスト生産体制整備の促進	P	10

- (3) 木材の流通・加工・供給体制整備の促進 P 1 0
- (4) 特用林産の振興 P 1 0
- (5) 効率的な木材生産のための研究 P 1 0

担い手の育成及び確保【基本施策2－(2)】

- (1) 林業の担い手の育成・確保 P 1 0
- (2) 林業経営体、林業事業体の育成・強化 P 1 1
- (3) 山村地域の生活環境の整備 P 1 1

県産材の利用の促進【基本施策2－(3)】

- (1) 県産材の新たな販路開拓 P 1 1
- (2) 県産材利用に関する県民理解の促進 P 1 1
- (3) 信頼される県産材の供給の促進 P 1 1
- (4) 木造住宅の建設の促進 P 1 1
- (5) 公共施設等の木材利用の推進 P 1 1
- (6) 木質バイオマスの有効利用の推進 P 1 1
- (7) 新製品・新用途の研究・開発の促進 P 1 1

森林文化の振興【基本施策3－(1)】

- (1) 新たな森林の価値の活用 P 1 2
- (2) 森林を活かした連携交流の促進 P 1 2
- (3) 里山の整備及び保全の促進 P 1 2
- (4) 森林文化の継承 P 1 2

森林環境教育の振興【基本施策3－(2)】

- (1) 森林の役割に関する県民理解の促進 P 1 2
- (2) 森林とのふれあいの場の提供 P 1 2
- (3) 森林環境教育の効果的な推進 P 1 2

県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進【基本施策4－(1)】

- (1) 森林づくり活動への県民参加の促進 P 1 2
- (2) 幅広い県民参画の機会の創出 P 1 2
- (3) 身近な緑化活動の推進 P 1 3

森林づくりの意識の啓発【基本施策4－(2)】

- (1) 三重のもりづくり月間の取組 P 1 3

第5 計画の進行管理 P 1 4

- 1 数値目標による進行管理 P 1 4
- 2 年次報告及び公表 P 1 4
- 3 計画の見直し P 1 4
- 4 基本計画の位置づけ P 1 5

第1 三重の森林づくり基本計画2012策定の考え方

1 策定の趣旨

林業採算性の悪化や山村の過疎化・高齢化の進行により林業が大きな打撃を受け、林業や山村地域の人々だけでは森林を適正に守り育てていくことが困難になっています。

そこで、三重の森林を県民の共有の財産と捉え、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくため、平成17年10月に「三重の森林づくり条例」（以下「条例」といいます。）が制定されました。

条例の規定に基づき、三重の森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「三重の森林づくり基本計画」（以下「基本計画」といいます。）を、平成18年3月に策定しました。

条例の基本理念を受けて、「森林の多面的機能の発揮」「林業の持続的発展」「森林文化及び森林環境教育の振興」「森林づくりへの県民参画の推進」の4つを基本方針とし、基本方針ごとに中長期的な目標を定め、進行管理を行いながら計画的に取組を進めてきました。

基本計画策定から5年を経過する中で、森林・林業を巡る社会情勢は大きく変化してきており、今後、これらの変化に的確に対応し、三重県の森林づくりを進め、林業を再生していく必要があると考えています。

こうした中で、平成24年度から県の新しい長期的な戦略計画である「みえ県民力ビジョン」に基づき、「協創^(※1)」という考え方で新しい三重づくりを進めていくこととしています。

三重県では、これまでの基本計画に基づき、恩恵を受けている県民の皆さんの参画により社会全体で森林づくりを進めています。これは、「協創」の考え方と合致するものです。

今回、「みえ県民力ビジョン」のスタートに合わせ、基本計画の見直しを行い「三重の森林づくり基本計画2012」（以下「基本計画2012」といいます。）を策定します。

2 森林・林業を取り巻く社会情勢の変化

(1) 森林・林業を巡る状況

森林は、木材の生産はもちろん、水源のかん養、県土の保全、地球温暖化の防止、さらに近年社会的関心が高まっている生物多様性の保全などの多面的な機能を発揮することによって、命を育み、私たちの暮らしを支えています。

これまで、森林の持つ公益的機能を維持増進していくため、森林吸収源対策をはじめとして、間伐を中心に森林整備を進めてきたところですが、路網整備や生産性向上の取組が進まなかったことなどから、間伐材の9割が利用されないなど森林資源が有効に活用されていませんでした。

このような中、三重県では、平成21年度から施業の集約化や路網等の基盤整備、木材の直送体制づくり等を一体的に行うことによって、これまでの伐捨間伐から搬出間伐へ

※1 協創：私たちそれぞれが「公」を担う主体として自立し、行動することで、協働による成果を生み出し、新しいものを創造していくこと。

の転換を進めており、生産性の向上を図りながら木材生産を増大していくこととしています。

一方、国においても、平成 21 年 12 月に策定された「森林・林業再生プラン」に基づき、森林の多面的機能の確保を図りつつ、これまで築き上げられてきた人工林資源を積極的に活用し、木材の安定供給体制の確立、雇用の増大を通じた山村の活性化、木材の利用を通じた低炭素社会の構築を図っていくこととしています。

今後、「森林・林業再生プラン」の実現に向けて、森林施業の集約化、路網の整備、必要な人材の育成に取り組み、森林資源を最大限に活用し、木材生産と公益的機能の発揮を両立させる持続的な森林経営の確立を通じ、「10 年後の木材自給率 50%以上」を目指し、林業の再生を図っていくこととなります。

(2) 木材需要を巡る状況

林業の再生を図るためには、木材の生産、供給体制の整備と同時に、木材の需要を拡大することが不可欠です。木材は、炭素を貯蔵する効果、製造・加工エネルギーが少ない省エネ効果、カーボンニュートラルな特性を活かしてエネルギー利用する化石燃料代替効果の 3 つの効果の有しており、地球温暖化防止に貢献する資材として、低炭素社会の構築に向け期待が高まっています。

しかしながら、今後、我が国の人口・世帯数は長期的には減少すると予測されていることから、住宅着工戸数が大幅に増加することは期待できず、住宅分野の木材需要を拡大するためには、外材からの転換や新たな用途の開拓等による利用率の向上が課題となっています。

また、住宅分野以外の木材需要の拡大も課題となる中、建築物全体に比べ著しく低い木造率の公共建築物の木材利用を推進するため、平成 22 年 10 月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行されました。県としても、平成 22 年 12 月に「みえ公共建築物等木材利用方針」を作成し、県有施設をはじめ市町の公共施設等の木材利用を推進していくこととしています。

さらに、再生可能エネルギーに対する期待が高まる中、未利用間伐材の有効活用を図るため木質バイオマスのエネルギー利用の取組も全国各地で進みつつあり、県内でも、木質バイオマスの熱利用の取組や石炭火力発電所における混焼の検討が行われています。

3 これまでの取組の成果と課題

【基本方針 1 森林の多面的機能の発揮】

環境林において、針広混交林化への誘導を図るため、平成 22 年度までの 5 年間に延べ 16,146ha の強度間伐を実施するとともに、生産林において、健全な森林資源の育成を図るため、28,385ha の間伐を実施しました。

また、山地災害を防止するため、集中豪雨等により発生した災害の復旧工事を行うとともに、重要な水源地において治山施設の整備と併せて荒廃森林の整備を行ったほか、機能が低下した保安林において、保安林の機能向上を図るため本数調整伐を実施しました。

増加する野生鳥獣による被害を防止するため、植林地への防護柵等の設置を行うとともに、ニホンジカの頭数を適正化するための取組も進めているところです。

間伐については、現時点で 2015 年の目標面積を上回るペースで実施されており、森林の整備については計画どおり進めることができたと考えています。

しかしながら、昨年9月に発生した台風12号による紀伊半島大水害^(※2)をはじめ、大規模な豪雨災害が多発しており、さらに、地球温暖化の進行、生物多様性の劣化等の問題もあることから、災害に強い森林づくりをはじめ、これまでも増して、森林の多面的機能を高めるための整備を進めていく必要があります。

また、持続的な林業経営や安定的な木材生産のためには、それを支える森林資源の育成・確保が重要であり、間伐材の利用推進を図りながら適正な森林整備を進めるとともに、伐採後の確実な更新を進めていく必要があります。

【基本方針2 林業の持続的発展】

採算性の悪化等から停滞している林業の再生を図るため、森林の団地化・施業の集約化、木材の直送など、新たな県産材の生産供給体制の構築に向けた取組がはじまりました。平成21年度に創設した「がんばる三重の林業創出事業」により、これまでに目標を上回る76箇所、約5,200haが団地化され、路網整備や機械導入、集約化施業等の取組が進みました。

担い手の育成・確保については、高校生の職場体験や新規就業者セミナーを実施するとともに、機械化等に対応できる技術者の養成に取り組みました。

また、県産材の利用の促進については、品質の確かな「三重の木」認証材を中心に、安心して使える信頼性の高い県産材の普及に取り組みました。厳しい経済状況の下、新設住宅着工戸数が減少する中で、平成22年度の県産材の素材生産量は239千 m^3 となり目標の324千 m^3 を下回りましたが、「三重の木」認証材の出荷量は前年同程度の9,154 m^3 で、認証制度の普及は進んできていると考えています。

本県の素材生産量は目標を下回っていますが、県の森林資源を活用し、森林・林業再生プランが掲げる「10年後の木材自給率50%以上」の達成に向けて、生産性の向上や安定供給体制の構築を進め、県産材の生産量を増大させていく必要があります。

そのために、新たな森林経営計画制度に基づき、施業の集約化、路網整備や高性能機械の導入促進により低コスト生産システムを構築するとともに、直送体制の整備や流通の合理化等による低コスト安定供給体制を構築する必要があります。

併せて、施業プランナーやフォレスター、新しい生産システムに対応できる機械や路網作設のオペレーターなど多様な人材育成や、新規参入も含め意欲的に取り組む事業体の育成を図っていく必要があります。

また、産地間競争に打ち勝ち、需要拡大を図っていくためには、需要側の求める性能・規格、安定供給等に対応できる、信頼性の高い木材の供給体制の構築、大消費地等への新たな販路や多様な用途開拓に取り組む必要があります。特に、安全で安心なエネルギーへの期待が高まっているなかで、木質バイオマスのエネルギー利用を進めていく必要があると考えています。

【基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興】

身近な自然とのふれあいの場となる里山については、里地里山保全活動等の認証・認定団体数が42団体に増加するなど、地域住民や団体等による自主的な保全活動が進んできています。

森林環境教育の振興については、県民の皆さんの森林への理解を促進するため、各種団体やボランティアと連携して講演会や体験学習、自然観察会等を開催するとともに、

※² 紀伊半島大水害：平成23年9月に発生した台風12号に伴う豪雨による大水害について、その貴重な教訓を次代に継承するため、三重県・奈良県・和歌山県の3県で定めた名称。

学習フィールドの整備や学校林等での体験教室の開催、指導者の育成などに取り組みました。

森林環境教育の指導者数は増加し、目標とする水準を上回っており、その活動も活発に行われています。

今後は、より多くの県民の皆さんの森林への理解を深め、森林づくりへの行動につなげていくために、森林環境教育の指導者等と連携を図るなど、民間の取組を促しながら、森林とのふれあいや学習の場の提供、指導者の育成等、森林文化及び森林環境教育の振興を図っていく必要があります。

【基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進】

森林づくりへのさまざまな主体の参画を促すため、活動場所の確保、指導者の育成、企業やボランティア団体等の活動の支援を進めました。

企業の森については、企業の環境貢献意識の高まりもあり、厳しい経済状況の中で、取組は増えており、平成22年度末で26箇所129haの協定が結ばれ、森林整備が進められています。

また、県民の皆さんの森林に対する理解を深め森林づくりへの参画意識を高めるため、10月の「もりづくり月間」を中心に、森林と木づかいフェアや県内各地で森林とふれあいながら森林の大切さについて考える「森の講座」を開催してきました。

こういったイベントや活動への参加をはじめ、指標としている「森林づくり参加者数」は目標数を上回るなど、県民の皆さんの森林への関心や活動参加意欲は高まっています。

今後は、さまざまな主体の森林づくり活動の支援やもりづくり月間を中心としたイベント等の開催を通じ、森林づくりを社会全体で支える機運の醸成を図り、さまざまな形で県民の参画を進めていく必要があります。

4 基本計画の期間

平成18年に策定した当初の基本計画は20年先を見据え、目標年次を平成37年度とした計画でした。

近年の社会情勢の変化のスピードは一段と早まっており、計画策定後の森林・林業を巡る状況も大きく変化してきています。

このようなことを考慮し、「基本計画2012」では、条例で掲げている「百年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現」を目指しながら、目標年次は当初の基本計画の平成37年度とし、その実現に向けて必要な具体的な施策を示すこととします。

第2 基本方針

1 条例の基本理念

条例では、森林づくりに関する施策を進めるうえでの基本理念として次のとおり規定しています。

(多面的機能の発揮)

第三条 三重のもりづくりに当たっては、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全が図られなければならない。

(林業の持続的発展)

第四条 三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることにかんがみ、林業生産活動が持続的に行われなければならない。

(森林文化及び森林環境教育の振興)

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることにかんがみ、その保全及び活用が図られなければならない。

(県民の参画)

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するところであることにかんがみ、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び保全が図られなければならない。

基本計画では、この基本理念を受けて4つの基本方針を定めます。

- ・基本方針1 森林の多面的機能の発揮
- ・基本方針2 林業の持続的発展
- ・基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興
- ・基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

2 基本方針と目標

三重の森林づくりの基本方針とそれぞれの目標を次のとおり示します。

基本方針1 森林の多面的機能の発揮

森林は、木材の供給をはじめ、水源のかん養や県土の保全、地球温暖化の防止等の多面的機能を有していますが、適正な整備を行わなければ、こうした機能が発揮されません。

このため、森林資源の有効活用を図りながら、森林の適切な整備及び保全を進めることにより、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

【数値目標】

指 標	現状(2010年)	2015年(H27)	2025年(H37)
間伐実施面積 (累計)	44,531ha	84,000ha	140,000ha

*目標値は、2006(H18)年以降の間伐実施面積の累計としました。

*現状値は、2006～2010(H18～H22)年度までの間伐実施面積累計です。

【指標選定の理由】

森林の多面的機能を発揮させるためには、森林を適正に管理することが重要です。人工林の整備においては、間伐が重要な施業であり、間伐の実施面積を指標として選定しました。

基本方針2 林業の持続的発展

林業は、木材価格の低迷による採算性の悪化等から活力が失われていますが、木材生産活動を通じ山村経済の活性化や低炭素社会づくりに貢献するとともに、森林の公益的機能の発揮につながることから、林業の持続的発展を図ります。

【数値目標】

指 標	現状(2010年)	2015年(H27)	2025年(H37)
県産材(スギ・ヒノキ) 素材生産量	239千m ³	402千m ³	498千m ³

*数値は、木材需給報告書等から県が調査したデータです。

【指標選定の理由】

「緑の循環」を円滑に機能させ、林業を活性化するためには、県産材の利用を進め、素材生産量の安定確保を図ることが最も重要です。

こうしたことから、林業の持続的発展を表す指標として、スギ・ヒノキの素材生産量を選定しました。

基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境の教育及び学習の場でもあることから、その森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

【数値目標】

指 標	現状(2010年)	2015年(H27)	2025年(H37)
森林文化・森林環境教育 指導者数及び活動回数	455人 1,489回	650人 2,000回	800人 3,000回

*数値は、県のデータベースに基づく指導者数とその活動回数です。

*現状値の指導者数は、緑の少年隊指導者、森林ボランティア指導者、森林インストラクター等の人数で、その活動回数については、アンケート調査に基づく実活動回数です。

【指標選定の理由】

森林文化及び森林環境教育の振興を図るためには、森林づくり活動や教育普及を進めるリーダーの育成が重要なことから、指導者数とその活動回数を指標として設定しました。

基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりを社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。

【数値目標】

指 標	現状(2010年)	2015年(H27)	2025年(H37)
森林づくりへの 参加者数	24,241人	30,000人	40,000人

*数値は、県民、NPO、企業などさまざまな主体の森林づくりに関する活動や催しへの参加者数です。

*現状値は、県及び(社)三重県緑化推進協会等が主催、後援等を行った森林づくりに関する催しへの参加者数です。

【指標選定の理由】

県民の参画を幅広く捉え、森林づくりにつながる多様な活動等への参加者数を指標として設定しました。

第3 基本施策

各基本方針に沿って、次のとおり基本施策を定めます。

【基本方針1 森林の多面的機能の発揮】

1－(1) 森林の整備及び保全

効果的かつ効率的に森林整備を行うため、森林の区分に応じた多様な森林整備を進めるとともに、森林の保全に必要な施設等の整備を進めます。

1－(2) 森林の区分に応じた森林管理の推進

効果的かつ効率的な森林整備が進められるよう、森林ゾーニング等により重視する森林の機能に応じた森林管理を進めます。

【基本方針2 林業の持続的発展】

2－(1) 林業及び木材産業等の振興

林業及び木材産業等を活性化するため、生産から流通・加工に至る連携の強化や合理化を進めるとともに、施業の集約化や基盤整備等により生産性の向上を図ります。

2－(2) 担い手の育成及び確保

将来にわたる適切な森林の整備や、持続的な森林経営のもとで活力ある木材生産が行われるよう、多様な人材の育成・確保や林業事業体等の育成強化を図ります。

2－(3) 県産材の利用の促進

県産材の利用は、「緑の循環」を通じた森林整備の促進、林業の再生につながることから、住宅建築や公共施設、木質バイオマス燃料等への積極的な利用を進めます。

【基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興】

3－(1) 森林文化の振興

県民の皆さんが森林との豊かな関わりを持てるよう、森林と親しめる環境づくりや山村地域の新たな魅力づくりを進めます。

3－(2) 森林環境教育の振興

森林・林業や木に対する県民の理解と関心を深めるため、学習の場の提供や指導者の育成等を行います。

【基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進】

4－(1) 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

「森林は大切」という意識が「森林を守る」という具体的な行動につながるよう、さまざまな主体がさまざまな方法で森林づくりに参加できる仕組みづくりを進めます。

4－(2) 森林づくりの意識の啓発

県民の皆さんの森林に対する理解を深め、自主的な森林づくりへの参画を促す取組を行います。

第4 具体的な施策

各基本施策の具体的な施策を次のように定めます。

森林の整備及び保全【基本施策1－(1)】

(1) 環境林整備の促進

針広混交林への誘導や適切な更新等により、公益的機能が継続して発揮される多様な森林づくりを進めます。

(2) 生産林整備の促進

持続的な林業生産活動を通じ、森林資源の有効利用を図りながら、間伐等の必要な森林整備を進めます。

また、伐採後の造林未済地の発生を防止するとともに、均衡のとれた森林資源を育成・確保するため、適切な伐採と確実な再造林を進めます。

(3) 県行造林地の適切な管理の推進

間伐等の適切な森林管理を行うとともに、地球温暖化対策の森林吸収源としての活用を進めることで、木材生産と環境保全が調和した森林づくりを行います。

(4) 保安林制度等による森林の保全管理の推進

保安林制度や林地開発許可制度等を適正に運用することにより、森林の適切な保全・管理を進めるとともに、利用の適正化を図ります。

(5) 災害に強い森林づくりの推進

豪雨等による山崩れ等の山地災害や流木災害から、県民の生命・財産を守るため、治山事業等により保安林の機能強化を図るとともに、人家等の周辺において必要な施設の整備や維持管理、森林の整備を進めます。

(6) 野生鳥獣との共生の確保

ニホンジカ等による森林の被害の軽減を図るため必要な防除対策を実施するとともに、野生鳥獣との共生を図るため生息環境等に配慮した森林整備を進めます。

(7) 森林病虫害対策及び森林災害対策の強化

森林に多大な被害を与える病虫害について、早急かつ的確な防除を行います。また、林野火災予防の普及啓発を行うとともに、森林保険への加入を進めます。

森林の区分に応じた森林管理の推進【基本施策1－(2)】

(1) 市町等と連携した森林管理の推進

市町と連携して、森林計画制度の適切な運用等を図りながら、地域の実情に即した効果的かつ効率的な森林管理を進めます。

また、国有林や隣接府県と連携し、適正な森林管理を進めます。

(2) 森林資源データの整備と情報提供

森林の区分に応じた適切な森林管理や持続的な森林経営を進めるため、市町、森林組合等と連携を図り、資源や施業履歴等の正確な森林情報の把握整理を進めるとともに、森林GIS等を活用し、森林資源データの情報提供を行います。

(3) 森林の公益的機能発揮に向けての研究

水源のかん養や土砂の流出防備など森林の公益的機能を効果的に発揮させるために、森林の適正な管理や造成の研究に取り組み、その成果の移転を進めます。

林業及び木材産業等の振興【基本施策2－(1)】

(1) 森林施業の集約化の促進

小規模分散化している森林の施業の効率化や木材の生産性向上を図るため、森林経営計画制度に基づき、路網開設と森林施業を一体的に行う施業の集約化を進めます。

(2) 原木の低コスト生産体制整備の促進

木材の生産性の向上を図るため、路網整備や高性能林業機械の導入などにより、地域の実情にあった低コスト作業システムづくりを進めます。

併せて、木材直送などによる原木流通の効率化や低コスト化により、製材工場等の大型化等に対応できる県産材の低コスト生産供給体制の構築を図ります。

(3) 木材の流通・加工・供給体制整備の促進

木材加工の高付加価値化、流通の合理化、製品の規格化等により、市場ニーズに的確に対応できる品質・性能の確かな製品の安定供給体制づくりを進め、地域材を供給する木材産業の振興を図ります。

(4) 特用林産の振興

安全で安心な特用林産物を供給するため、生産者に対し生産体制の整備や研修会等を行うとともに、消費拡大を図るためイベント等を通じ普及啓発を図ります。

また、きのこの生産や利用に関する研究を進めます。

(5) 効率的な木材生産のための研究

林業の生産性の向上を図るため、森林施業や機械化に関する研究や、生産・流通・加工を一体的に捉えたトータルコストの低減に関する研究に取り組み、その成果の移転を進めます。

担い手の育成及び確保【基本施策2－(2)】

(1) 林業の担い手の育成・確保

新たな担い手を確保するため、森林・林業の就業等に関する情報提供等を行うとともに、新規就業者の定着率の向上等を図るため、職場環境や雇用条件の改善、林業労働災害の防止等を進めます。

また、集約化施業を推進し木材安定供給体制を構築するため、フォレスター、施業プランナー、機械オペレーター等の人材育成を進めます。

(2) 林業経営体、林業事業体の育成・強化

地域林業の中核的担い手となる林業経営体や林業事業体を育成・確保するため、経営支援や機械化の促進等により経営改善や基盤強化を進めます。

また、森林経営計画の実行や木質バイオマスの総合利用を推進するため、新規参入の促進等により必要な事業体の育成・確保を進めます。

(3) 山村地域の生活環境の整備

山村地域の生活環境の向上を図るため、林道整備や治山事業等により安全で快適な居住環境づくりを進めます。

県産材の利用の促進【基本施策2－(3)】

(1) 県産材の新たな販路開拓

新たな県産材の需要を開拓するため、大都市圏など大消費地における木造住宅等への販路開拓を進めるとともに、住宅以外の木材利用や新たな県産材製品の需要拡大に取り組みます。

(2) 県産材利用に関する県民理解の促進

県産材の利用を促進するため、環境や健康面での木材の特性や森林づくりにおける県産材利用の意義について普及啓発を行うとともに、正しい木材情報の提供等を行います。

(3) 信頼される県産材の供給の促進

基準が明確な『三重の木』や『あかね材』の認証制度の普及、定着化などにより、安心して使える県産材の供給を促進します。

(4) 木造住宅の建設の促進

県産材を利用した木造住宅の建築を促進するため、木材関連業者と工務店、建築士等との連携等により『三重の木』住宅等の普及、販路拡大を進めます。

(5) 公共施設等の木材利用の推進

県産材の利用拡大を図るため、県有施設の木造・木質化を進めるとともに、市町が整備する公共施設や民間施設等の木造・木質化を働きかけます。

また、県が実施する公共工事等で間伐材等の利用を進めるとともに、国、市町が実施する公共事業への利用を働きかけます。

(6) 木質バイオマスの有効利用の推進

林業を再生し、低炭素社会づくりにつながる間伐材等の木材の有効活用を図るため、合板用材の需要拡大や木質バイオマスのエネルギー利用等の推進を図ります。

また、木質バイオマスの総合利用を進めるため、効率的な木材の生産、収集・搬出の仕組みづくりを進めます。

(7) 新製品・新用途の研究・開発の促進

消費者ニーズを反映した、付加価値が高く、使いやすい木材製品の研究開発と技術の移転を進めます。

森林文化の振興【基本施策3－(1)】

(1) 新たな森林の価値の活用

森林の多様な価値や山村地域の持つ潜在的な価値を活かした新たな森林づくりや魅力ある地域づくりの取組を進めます。

(2) 森林を活かした連携交流の促進

都市住民が森林への理解を深め、森林を支える山村住民が元気になるよう、森林や山村地域の魅力を活かした体験交流を進めます。

また、森林は豊かできれいな海づくりなどに大きな役割を果たしていることから、漁業関係者等との森林づくりを通じた連携交流を進めます。

(3) 里山の整備及び保全の促進

人との関わりの中で、生物の多様性を維持しながら、地域の暮らしや文化を支えてきた里山の自然環境を守り、身近な自然とのふれあいの場、活動の場として再生・活用するため、地域住民や団体等による里山保全活動を進めます。

(4) 森林文化の継承

人と森林との関わりにより育まれてきた森林文化を継承していくため、巨樹・古木や街中の森等の保存や活用を進めます。

森林環境教育の振興【基本施策3－(2)】

(1) 森林の役割に関する県民理解の促進

県民の皆さんの森林・林業に対する理解と関心を高めるため、森林の持つ機能や役割、県内の森林・林業をめぐる諸課題、地球規模での森林の問題等の情報を提供します。

(2) 森林とのふれあいの場の提供

森林・林業への県民の理解を深めるため、市町や森林所有者と連携し、森林・林業について学習や体験できる場の確保等、気軽にふれあえる環境づくりを進めます。

(3) 森林環境教育の効果的な推進

県民の皆さんの森林に対する理解と関心を高めるため、市町や団体等のさまざまな主体と連携して、森林環境教育の機会の増大を図ります。また、森林環境教育を効果的に実施するため、必要な教育プログラム等の提供や学習環境を整備するとともに、指導者の育成等を進めます。

県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進【基本施策4－(1)】

(1) 森林づくり活動への県民参加の促進

森林づくりへのさまざまな主体の参加を促すため、市町や団体等のさまざまな主体と連携し、活動場所の確保やリーダー等の育成、情報の提供等を行い、県民やボランティア、NPO、企業などの活動を促進します。

(2) 幅広い県民参画の機会の創出

森林所有者、事業者、県民等の幅広い参画と合意形成のもとで森林づくりを進めるため、県民の皆さんがさまざまな形で森林づくりに参画できる環境づくりを進めます。

(3) 身近な緑化活動の推進

森林・林業への理解がひろがるよう、緑化活動に取り組む団体等と連携し、花木の植栽等の身近な緑化活動を通して、県民の皆さんの緑化意識の高揚を図ります。

森林づくりの意識の啓発【基本施策4－(2)】

(1) 三重のもりづくり月間の取組

社会全体で森林を支える社会環境づくりを進めるため、NPOや関係団体、企業等のさまざまな主体と連携して、県民の皆さんの森林や木材への理解や三重の森林づくりへの参画を促進する各種活動を毎年10月のもりづくり月間を中心に進めます。

第5 計画の進行管理

本計画の目標の達成に向けた施策の着実な実施を図るため、計画の的確な進行管理を行います。

1 数値目標による進行管理

施策の実施状況を確認するため、第2の2に掲げた基本方針ごとの数値目標の項目について、毎年度の進捗状況を把握します。

2 年次報告及び公表

本計画に掲げた数値目標の達成状況や施策の実施状況を、毎年度、県議会に報告するとともに、ホームページ等を通じ、その内容を公表します。

また、森林審議会等の機会を通じ県民や関係団体の皆さんの意見の把握を行います。

これらの意見の反映を図りながら、効果的な施策を進めていきます。

3 計画の見直し

本計画は、目標年次を平成37年度に定め、森林づくりの展開方向と目標を実現するために必要となる施策を示していますが、この間の森林・林業を取り巻く状況や財政状況の変化等、必要に応じて計画の見直しを行います。

三重の森林づくり基本計画と他の計画との関係

